

はじめに



平成 29 年（2017 年）4 月から取り組んできました「第 3 次環境基本計画」が策定から 4 年を経過したため、中間見直しを行いました。

中間見直しでは、計画の柱となる「環境と共生するまち たじみ」のテーマをはじめ、「三者（市民・事業者・市）の連携協力、地球環境の保全、自然環境の保全、物質の循環の保全、生活環境の保全」これら 5 つの環境分野の目標は、従前の計画を継承しながら環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、取組の強化等を図りました。

私たちは、将来の世代へ環境負荷を増やさないよう、社会全体で環境問題に取り組んでいかなければなりません。そのためには市民・事業者・市の三者が連携しながら、本計画に掲げた取組を着実に実行していくことが重要です。

これからも環境問題の解決に向けて、オール多治見で取り組んでいきましょう。

最後に、本計画の見直しにあたり多大なるご尽力をいただいた多治見市環境審議会、多治見市環境基本計画の委員の皆様をはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

多治見市長 古川 雅典

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨と背景	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
第2章 多治見市の環境を取り巻く状況	4
1 社会潮流に見る今後の動向	4
2 統計などから見る多治見市の現状・課題	7
3 アンケートから見る現状・課題	11
(1) 市民アンケート	11
(2) 事業所アンケート	15
4 第3次多治見市環境基本計画の評価	18
第3章 多治見市の環境政策の方向性	19
1 テーマ	19
2 環境分野目標	19
3 重点施策	21
4 施策の体系	23
第4章 環境基本計画	24
1 三者（市民・事業者・市）の連携協力	25
(1) 環境教育・学習の推進	25
(2) 環境に関する市民・事業活動への支援	26
(3) 連携協力による体制整備	26
2 地球環境の保全	27
(1) 地球温暖化対策の推進	27
(2) 夏の暑さ対策の推進	28
(3) 水資源の有効利用の促進	29
3 自然環境の保全	30
(1) 森林の保全	30
(2) 身近な自然環境の保全と創出	31
(3) 野生動植物の保全	31
4 物質の循環の保全	32
(1) ごみの減量化	32
(2) リユース、リサイクルの促進	33
(3) 適正なごみの処理	33

5 生活環境の保全	34
(1) 公害の防止	34
(2) 風景の保全と創出	34
(3) 快適な住環境の整備	35
第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	36
1 計画の基本事項	36
(1) 対象とする区域	36
(2) 対象とする温室効果ガス	36
2 現状と課題	37
(1) 国の動き	37
(2) 多治見市の状況	38
3 計画の進捗状況	42
4 取組の方向性	43
第6章 計画の推進体制	45
1 計画推進にあたっての連携体制	45
(1) 市民・事業者・団体等との連携強化	45
(2) 庁内における体制整備	45
(3) 変化する社会情勢や新たな課題等への対応	45
2 計画の評価・検証体制	46
(1) PDCAサイクルによる推進	46
(2) 三者連携による進捗管理	46
資料編	47
(1) 多治見市環境基本条例	47
(2) 策定の経過	50
(3) 多治見市環境審議会 委員	51
(4) 多治見市環境基本計画3者協議会 委員	51

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の背景

- 多治見市（以下、「本市」と言う。）では、平成 10 年（1998 年）に「多治見市環境基本条例」を制定し、市・事業者・市民それぞれの責務と義務等を定め、あらゆる主体が連携しながら環境の保全と創出に努めていく方針を打ち出しました。この条例に基づき、市の環境政策を総合的、計画的に推進するため、平成 12 年（2000 年）3 月に「多治見市環境基本計画」（以下、「1 次計画」と言う。）を策定しました。
- その後、平成 21 年（2009 年）3 月に「第 2 次多治見市環境基本計画」（以下、「2 次計画」と言う。）を策定し、「夏の暑さ対策」といった本市特有の地域性を踏まえるなどして様々な取組を推進してきました。
- 平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故の発生等により、エネルギー政策や温暖化対策等を改めて見直す必要性が生じたことから、自然との関わり方や、安全・安心の確保などの今日的な課題を含めて、平成 24 年（2012 年）4 月に国の「第四次環境基本計画」が策定されました。さらに「生物多様性国家戦略」（平成 24 年（2012 年）9 月）、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成 25 年（2013 年）5 月）、「水循環基本計画」（平成 27 年（2015 年）7 月）、「気候変動の影響への適応計画」（平成 27 年（2015 年）11 月）、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年（2016 年）5 月）がそれぞれ策定され、わが国の環境政策も広範囲にわたって進展をみせています。
- これらの政策を反映させて、「第 3 次多治見市環境基本計画」（以下、「3 次計画」と言う。）の策定（平成 29 年（2017 年）3 月）に合わせて「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合し、本市の地域性を踏まえるなどして様々な取組を推進してきました。
- その後、平成 30 年（2018 年）4 月に国の「第五次環境基本計画」が策定されました。このなかで、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を利用して環境課題の解決に取り組む姿勢が示されました。

(2) 計画策定の趣旨

- 本市においては、令和 2 年度が第 3 次計画の中間年度に該当することから、これまでの取組を引き継ぐとともに、上記のような国の動きや新たな課題等に対応するため、「第 3 次多治見市環境基本計画」を策定することとしました。
- また本計画では、第五次環境基本計画を踏まえ、市の環境施策と SDGs との関係を整理しま

した。第3章および第4章において、5つの環境分野ごとに市の施策が貢献するSDGsをアイコンで示しました。

【SDGsとは】

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標(持続可能な開発目標(SDGs))です。

持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されています。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の期間

- 「第3次多治見市環境基本計画」（「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包）の計画期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とします。なお、社会情勢等の変化に適切に対応するため、策定から4年後の令和2年度に見直しを行いました。

■計画期間

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第2次多治見市環境基本計画		■	■	■	■	■	■	■	■	■								
第3次多治見市環境基本計画										■	■	■	■	■	■	■	■	■
多治見市地球温暖化対策実行計画						■	■	■	■	■								

3 計画の位置づけ

- 「第3次多治見市環境基本計画」は、「多治見市環境基本条例」第7条に基づき策定する、多治見市における環境の保全と創出に関する施策を定めた計画です。
- また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけられる「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合しました。
- 本計画は、市の最上位計画である「第7次多治見市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定しました。

■踏まえるべき市の関連計画

- ・第7次多治見市総合計画（H28～R5）
- ・第2期多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～R6）
- ・第3次多治見市都市計画マスタープラン（R3～R12）
- ・多治見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（H29～R6）
- ・多治見市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- ・多治見市生活排水対策推進計画（姫川流域）（改訂版）（H26～R5）
- ・第4次多治見市まち美化計画（R2～R6）
- ・多治見市第3次一般廃棄物（ごみ処理）基本計画（H29～R8）
- ・多治見市風景づくり計画（変更）（H28～）
- ・多治見市総合交通戦略（H29～R5）
- ・多治見市地域公共交通網形成計画（改訂版）（R2～R5）

第2章 多治見市の環境を取り巻く状況

1 社会潮流に見る今後の動向

○平成27年（2015年）12月、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。翌年パリ協定が発効し、途上国を含む全ての参加国が、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

○我が国では、パリ協定における貢献である「温室効果ガス排出量を2030年度において2013年度比26%削減」を達成するために「地球温暖化対策計画」（緩和策）を策定して温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。さらに、現在すでに現れている、中長期的に避けられない影響に対して適応するための「気候変動の影響への適応計画」を策定し、緩和と適応への対策を行っています。

→地球温暖化対策に向けて国際的枠組みが整備され、先進国・途上国を含めた世界全体で温暖化対策に取り組んでいます。

○東日本大震災に伴う原発事故などを受け、わが国のエネルギー政策が見直されています。特に電気は発電の効率化、電源構成の多様化、分散化などの対応が求められています。近年は頻発する災害に伴う停電に備えるために、再生可能エネルギーや蓄電池の導入に関心が高まっています。

→災害に強い電力供給システムの重要性が改めて認識されており、再生可能エネルギー等の導入、電源の分散化、省エネルギー対策の一層の促進は今後も重点的に取り組むべき事項です。

○令和2年（2020年）は生物多様性条約の愛知目標（20の個別目標）の目標年度です。依然として長期的には生物多様性の状態は悪化傾向にあるとされており、その主な要因として①開発等の人間活動、②自然に対する働きかけの縮小、③外来種や化学物質等による影響、④地球環境の変化、の4つが挙げられています。

→生態系の劣化、消失は私たちの生活に大きく影響するものであり、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

■「生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）」のポイント

<p>< 5つの課題 ></p> <ol style="list-style-type: none">1 生物多様性に関する理解と行動2 担い手と連携の確保3 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識4 人口減少等を踏まえた国土の保全管理5 科学的知見の充実	<p>< 7つの基本的視点 ></p> <ol style="list-style-type: none">1 科学的認識と予防的かつ順応的な態度2 地域に即した取組3 広域的な認識4 連携と協働5 社会経済における生物多様性の主流化6 統合的な考え方7 持続可能な利用による長期的なメリット
<p>おおむね 2020 年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性</p> <p>< 5つの基本戦略 ></p> <ol style="list-style-type: none">1 生物多様性を社会に浸透させる2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する3 森・里・川・海のつながりを確保する4 地球規模の視野を持って行動する5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける（新規）	

○リサイクル、リユース等の循環型社会に関する取組は、各種リサイクル法が整備されましたが、十分に進められているとは言えない状況です。近年は陸上のごみに由来する海洋プラスチックごみによる汚染や、食べられるのに捨てられる食品ロスの問題に関心が高まっています。

→資源の消費抑制と環境負荷の低減は継続的な課題であり、新たな産業や経済成長にもつながるような総合的かつ効果的な取組を検討していく必要があります。

■第3次計画策定（平成29年3月）以後の環境行政の経緯

年	国際社会における取組	我が国における取組	岐阜県における取組
平成28 (2016)	11月 「気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)」の開催(モロッコ・マラケシュ) 「パリ協定」発効 12月 「生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)」の開催(メキシコ・カンクン)	3月 「温対法」改正 4月 電力の小売全面自由化 5月 「地球温暖化対策計画」(閣議決定)	3月 「第5次岐阜県環境基本計画」の策定 「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版」の策定
平成29 (2017)	7月 「G20 海洋ごみ行動計画」採択(G20ハンブルク・サミット) 11月 「気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)」の開催(ドイツ・ボン)「タラノア対話の実施プロセスの決定」	4月 都市ガスの小売全面自由化	3月 『「岐阜県の生物多様性を考える」-生物多様性ぎふ戦略の構築-』の策定 第2次岐阜県廃棄物処理計画(改定版)の策定 5月 「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版<一部改訂版>」の策定
平成30 (2018)	11月 「生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)」の開催(メキシコ・カンクン) 12月 「気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)」の開催(ポーランド・カトヴィツェ)	4月 「第五次環境基本計画」(閣議決定) 6月 「気候変動適応法」制定 7月 「第5次エネルギー基本計画」(閣議決定) 11月 「気候変動適応計画」(閣議決定)	
令和1 (2019)	6月 「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択(G20大阪・サミット) 12月 「気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)」の開催(スペイン・マドリッド)	5月 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 「プラスチック資源循環戦略」策定 5月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布 6月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定	
令和2 (2020)		7月 レジ袋有料化	

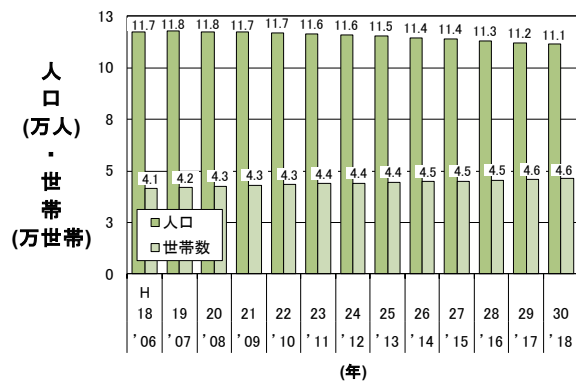
2 統計などから見る多治見市の現状・課題

○多治見市の人口は宅地開発などにより増加していましたが、平成20年を境に減少に転じ、以降は減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加を続けています。

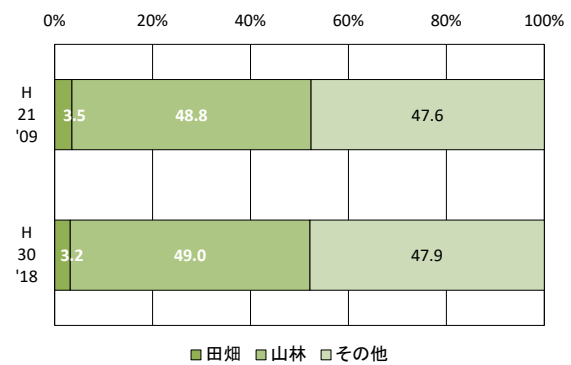
○土地の利用状況は、山林が最も多く50%近くを占めています。過去10年間で、市全体の面積に占める割合は低いものの田畑の割合が減少しています。

→大規模開発に伴う土地利用は一段落したものの田畑の減少は続いており、休耕地の増加等も懸念されます。世帯数の増加に伴う核家族化が進行するなかで、特に高齢者世帯における住宅周辺の管理やごみ収集、移動手段など生活環境の新たな課題が表れています。人口減少・高齢化社会となる中、住居や都市機能を拡散させるのではなく、適切に集約されたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

■多治見市の総人口・総世帯数の推移



■多治見市の面積に占める田畑、山林の割合の推移



○土岐川や四方の山々は多治見市の良好な自然環境を代表するものであり、里山は多様な動植物の生息・生育地としての優れた環境を有しています。また、まちなかにおいても、緑地の整備や夏の暑さ対策など、自然も意識した快適な環境づくりを推進しています。

→暑さ対策と生物多様性保全の観点からも、周辺地域やまちなかの緑地・親水空間を増やしていくことが大切です。

■多治見市の都市公園

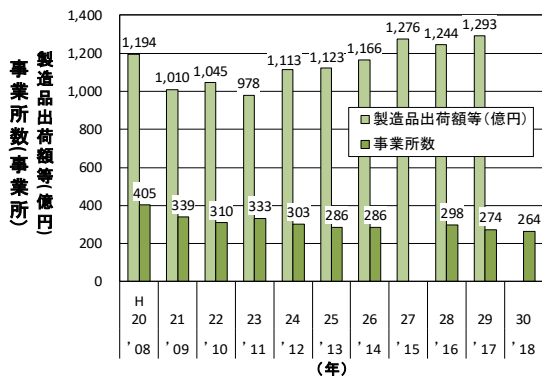
区分		箇所数	面積 (ha)
都市公園	都市計画公園	27	84.25
	都市計画緑地	3	34.16
	その他都市公園	100	35.03
	その他都市緑地	3	1.79
都市公園以外の公園		1	1.48
合計		134	156.71

資料：統計たじみ（平成30年4月3日現在）

○産業において、製造業の事業所数は減少傾向が続いていますが、製造品出荷額等は平成 23 年を境に増加傾向にあります。商業では、卸売業は商品販売額の減少傾向が続いていますが、小売業では商品販売額が平成 24 年を境に増加傾向となっています。

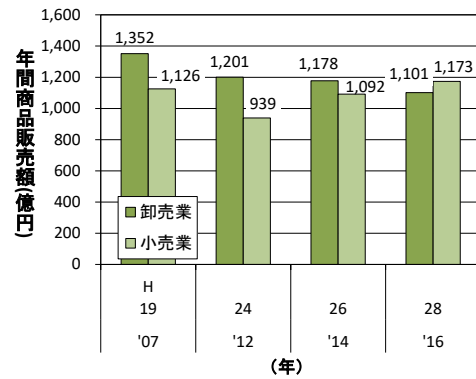
→環境の側面からは、経済活動の活性化は環境負荷の増加が懸念されます。経済活動の効率化や技術導入などにより、環境と経済の両立を支援する活性化策が必要となっています。

■多治見市の製造品出荷額等の推移



資料：工業統計

■多治見市の卸売業・小売業の商品販売額の推移

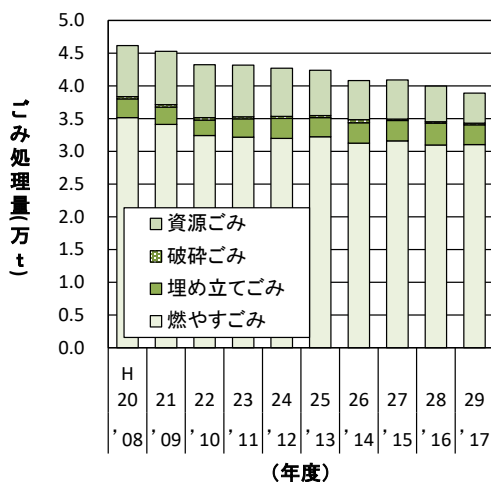


資料：H19, 26 は商業統計、H24, 28 は経済センサス

○ごみ処理量は全体として減少傾向が続いていますが、これには資源ごみ処理量が 10 年間で 40% 程度減少したことが大きく影響しており、ごみ処理量の大半を占める燃やすごみは近年横ばい状態です。近年は海洋プラスチックごみが国際的な問題になり、令和 2 年 7 月から小売店におけるレジ袋有料化が義務化されました。

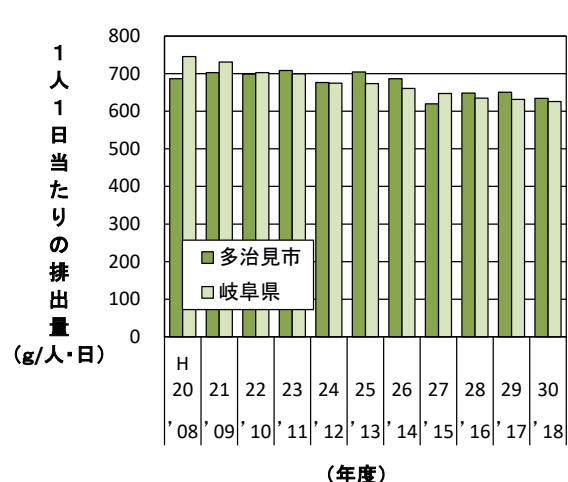
→資源ごみの減少は、紙媒体の減少や、ビンからペットボトルへの転換、民間の回収等による影響も想定されます。一方で燃やすごみの減少傾向が停滞していることから、さらなる取組が求められます。レジ袋有料化を機会に、ごみ減量への意識高揚が期待されます。

■多治見市のごみ処理量の推移



資料：統計たじみ

■1人1日当たりのごみ排出量の推移

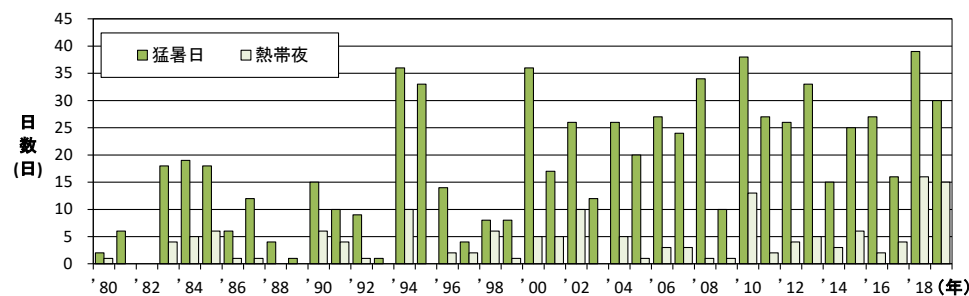
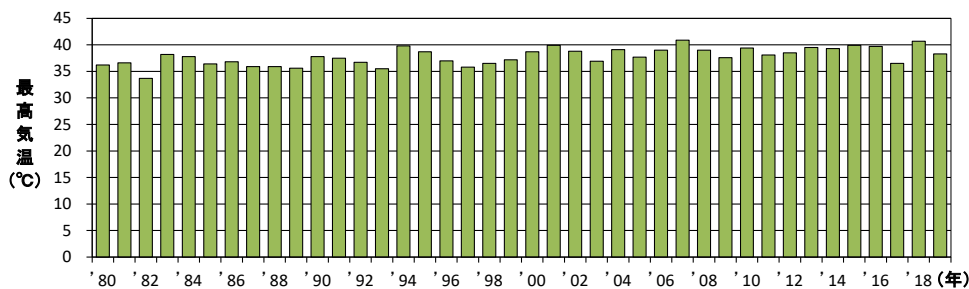


資料：一般廃棄物処理実態調査

○年間の最高気温は上昇傾向を続けており、日最高気温 35℃以上（猛暑日）の日数は、2000 年頃から毎年 15 日前後観測されるようになりました。月別の降水量を 1980 年代と 2010 年代で比較すると、5 月、6 月の降水量が減少した一方で 9 月、10 月の降水量が増加しています。また、年間で最も降水量の多い月が 1980 年代では 7 月でしたが、2010 年代では 9 月となっています。

→夏季の暑さが激しさを増しています。一方、梅雨時期の降水量が減り秋季の降水量が増えています。これまでの常識や習慣が通用しない気候になりつつあります。雨の降り方に変化が見られるため、湯水や豪雨災害にも注意が必要です。

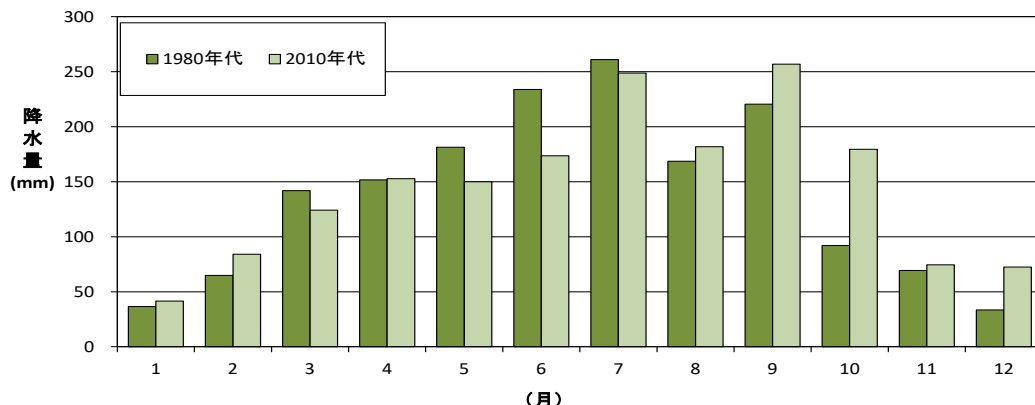
■多治見市の日最高気温、猛暑日・熱帯夜等の推移



注：猛暑日は日最高気温 35℃以上の日、熱帯夜は日最低気温 25℃以上の日を示す。

資料：気象庁

■多治見市の月別降水量

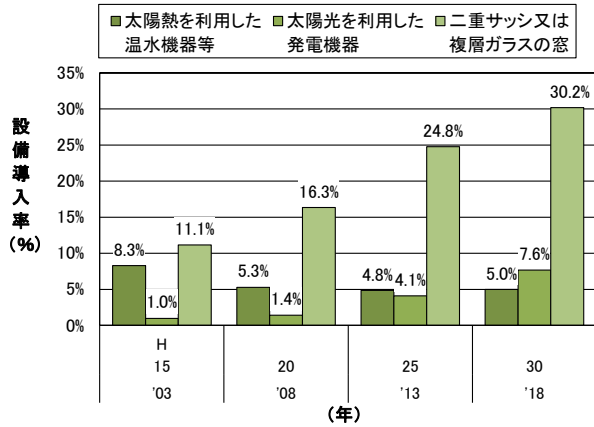


資料：気象庁

○住宅の省エネ設備は、普及が進んでいます。太陽熱を利用した温水機器等は一旦減少したものの、復調の兆しがあります。太陽光を利用した発電機器は順調に普及しており、平成 30 年は 7.6%です。二重サッシまたは複層ガラスは 30%程度に普及しています。再生可能エネルギー導入容量は、順調に増加しています。内訳では太陽光発電が最も多く、特に 10kW 以上の大型の容量が著しく増加しています。

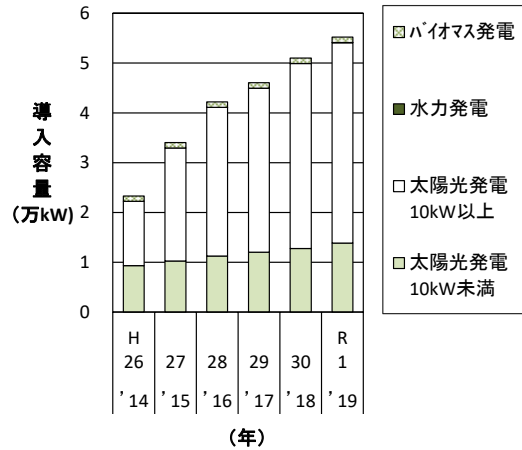
→再生可能エネルギーの導入や住宅の断熱設備の普及は進んでいます。しかしながら、世帯数の増加に伴い1世帯当たり人員が減少し、1人当たりのエネルギー需要の増加が予想されるため、さらなる省エネ対策が求められます。

■住宅の省エネ設備の導入率



注：導入率＝（省エネ設備有の戸数）÷（住宅総数）×100
資料：住宅土地統計調査

■再生可能エネルギー設備導入容量

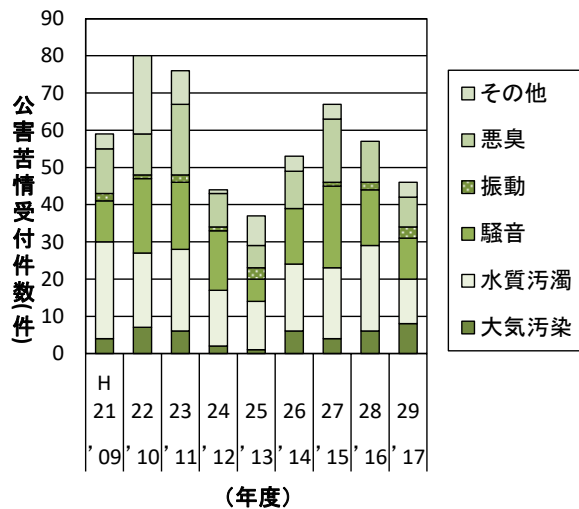


注：固定価格買取制度対象のみ（各年12月末現在）
資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

○公害苦情の受付件数は毎年50件程度寄せられていますが、近年は減少の傾向が見られます。大気汚染では、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）で環境基準を超えるものの、その他の物質では環境基準を満たしています。河川の水質では、汚れの度合いを示すBODは、環境基準が設定されている土岐川と笠原川で基準を満たしており、他の河川も良好な状況となっています。騒音等も環境基準を概ね満たしています。

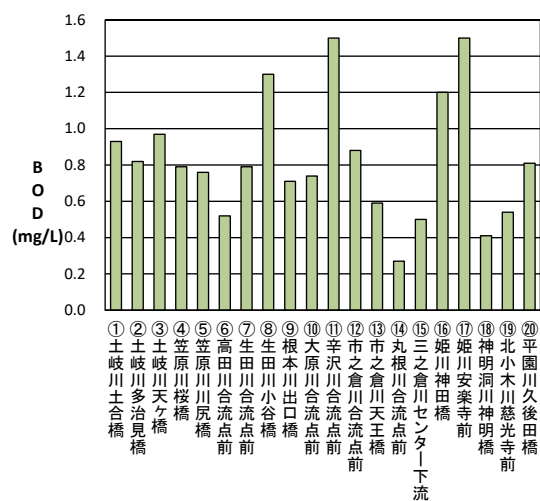
→公害に関しては、これまでの取組の成果が見られます。今後も環境の悪化を防ぐために、環境監視に努め、苦情には適切な対応をする必要があります。

■公害苦情受付件数



資料：統計たじみ

■河川水質調査結果（平成30年度）



注：環境基準は、土岐川3mg/L以下、笠原川2mg/L以下。
資料：環境報告書「多治見市の環境」

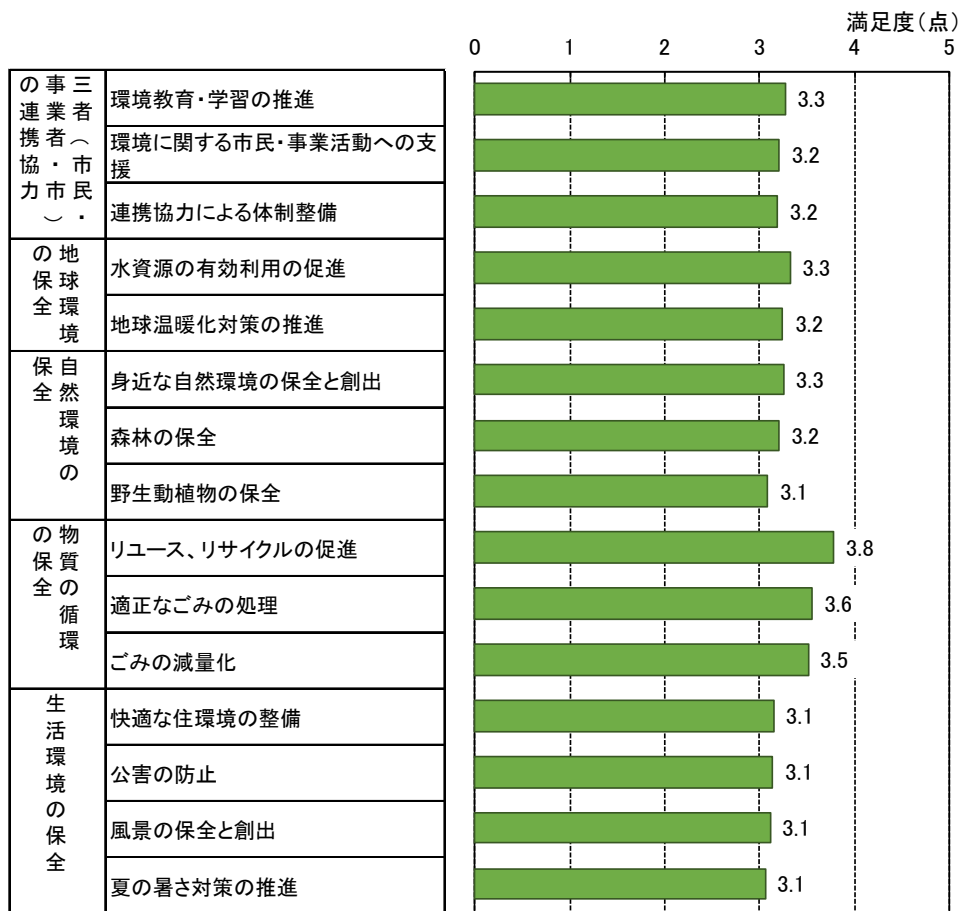
3 アンケートから見る現状・課題

(1) 市民アンケート

○現行計画の施策は、「物質の循環の保全」の満足度が最も高く、特に満足度が低い施策はありませんでした。

→生活環境の保全や自然環境の保全などで、満足度をさらに高める取組が必要です。

■環境施策の満足度

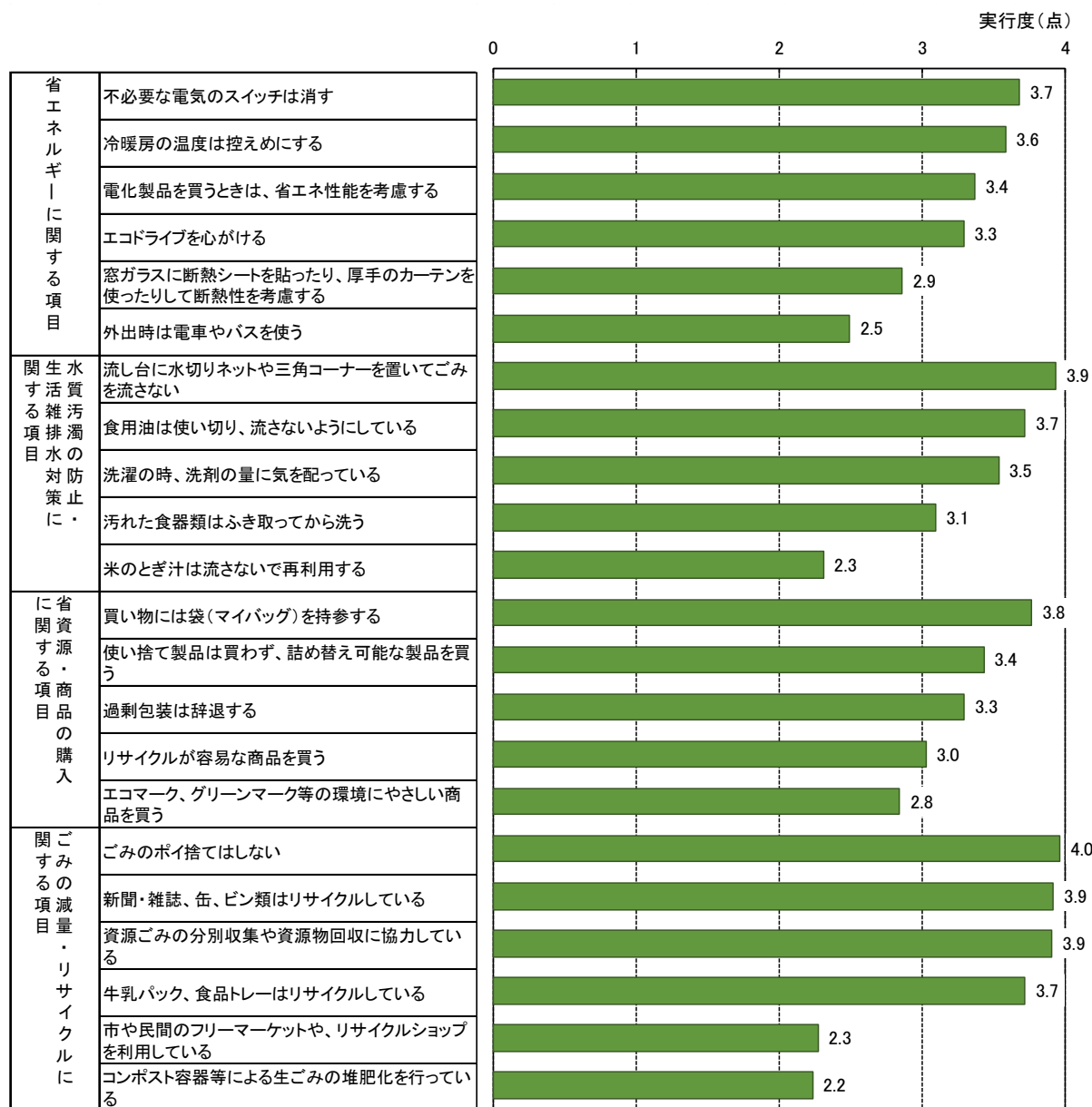


$$\text{満足度} = \frac{(\text{「満足している」の回答数}) \times 5 + (\text{「どちらか」と満足しているの回答数}) \times 4 + (\text{「ふつう」の回答数}) \times 3 + (\text{「どちらか」と不満であるの回答数}) \times 2 + (\text{「不満である」の回答数}) \times 1}{\text{回収数} - (\text{「わからない」回答数} - \text{不明数})}$$

資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

○市民の環境に関する行動は、ごみ減量に関する行動に実行度が高いものと低いものに別れます。
 →ごみに関する施策の満足度が高いものの、実行すべき対策には余地が残されています。その他の分野でも同様に、手間のかかる行動について実行度が低い傾向があるため、さらなる啓発が必要です。

■環境に関する行動について



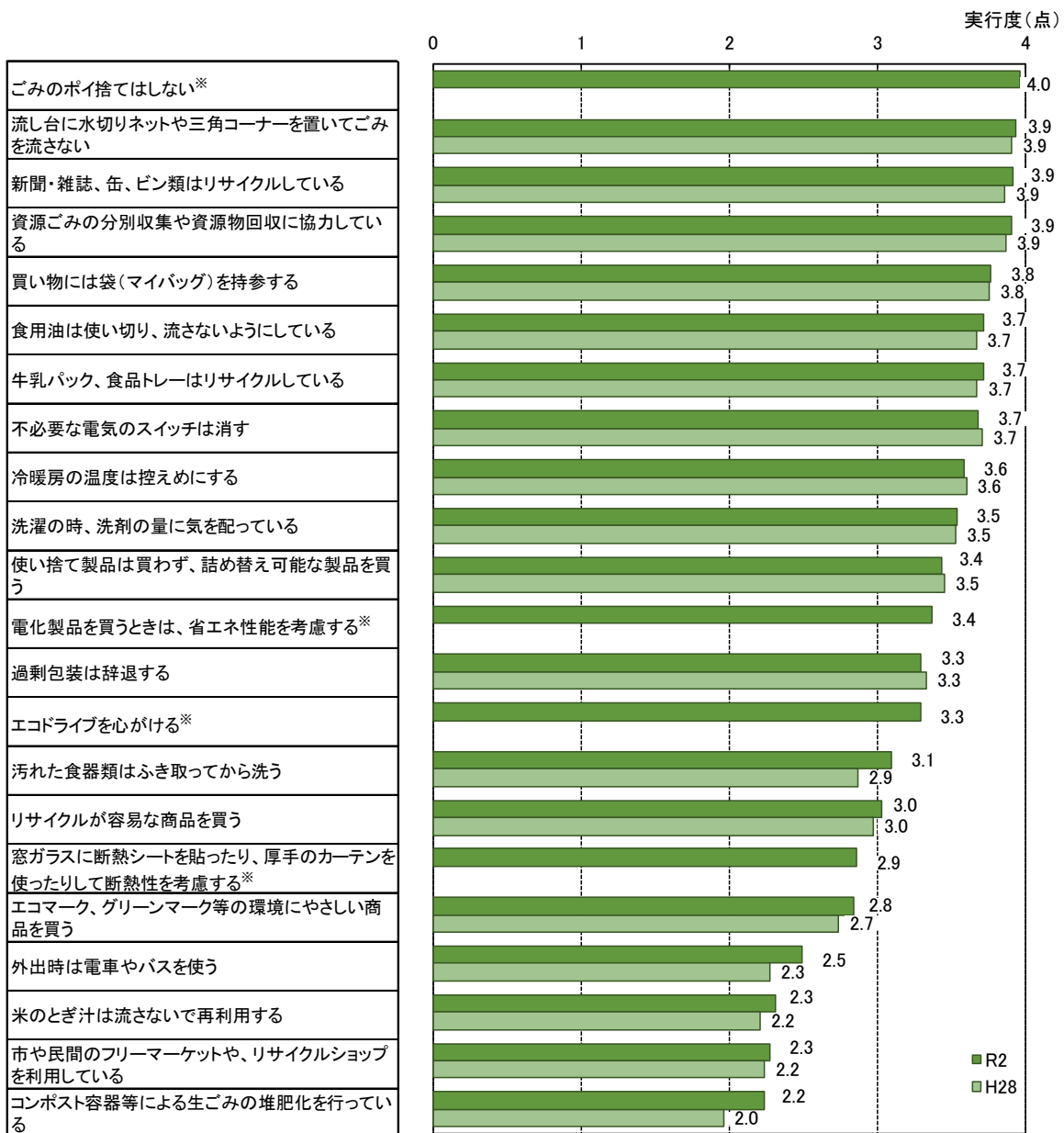
$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行している」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「実行していないが今後実行したい」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後とも実行するつもりはない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

○前回調査と比較すると、市民の環境行動が大きく改善しているという結果は得られませんでした。

→継続した啓発活動や、取り組みやすい活動の周知・PRなどが必要です。また、環境面以外からのアプローチ（便利・簡単、クール）による効果も期待されます。

■環境に関する行動について



※「ごみのポイ捨てはしない」「電化製品を買うときは、省エネ性能を考慮する」「エコドライブを心がける」「窓ガラスに断熱シートを貼ったり、厚手のカーテンを使ったりして断熱性を考慮する」は前回調査項目に含まれません。

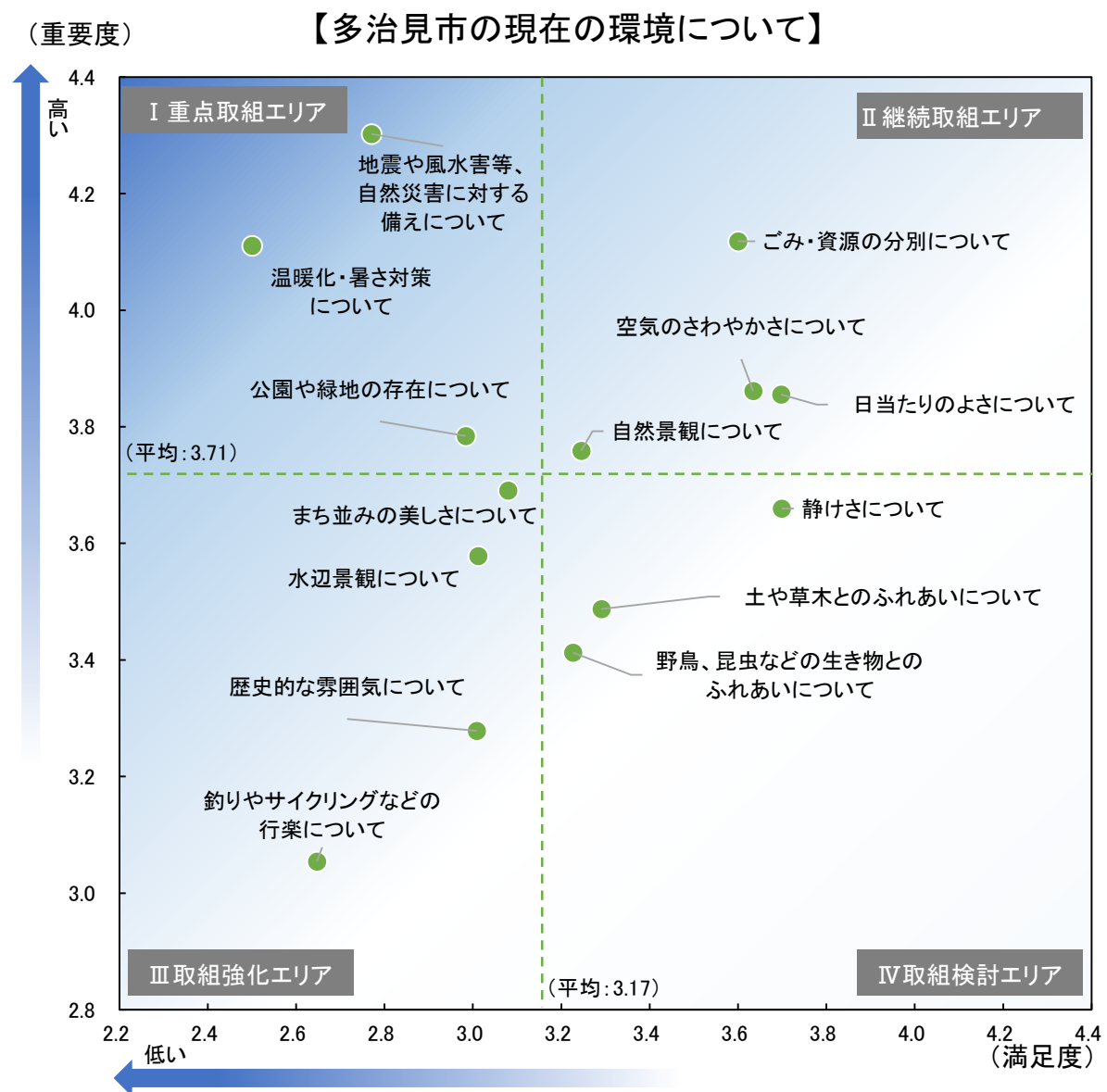
「車の急発進や急加速はしない」「車のエンジンをかけっぱなしにしない」は今回調査項目には含まれません。

資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

○市民アンケートにおいて、環境分野に関する14項目の満足度・重要度を尋ねました。重要度が高いにも関わらず満足度が低い「重点取組エリア」に分類されたものは、「地震や風水害等、自然災害に対する備えについて」「温暖化・暑さ対策について」「公園や緑地の存在について」の3項目でした。前回調査（平成28年度）に含まれていた「まち並みの美しさについて」は「取組強化エリア」に移りました。

→自然災害が相次ぐなか、自然災害への備えや暑さ対策、公園等の緑地整備に対する市民ニーズが依然高いことから、地球温暖化の適応という視点も含めて、今後も取り組んでいく必要があります。

■各取組の満足度・重要度から整理したポートフォリオ分析

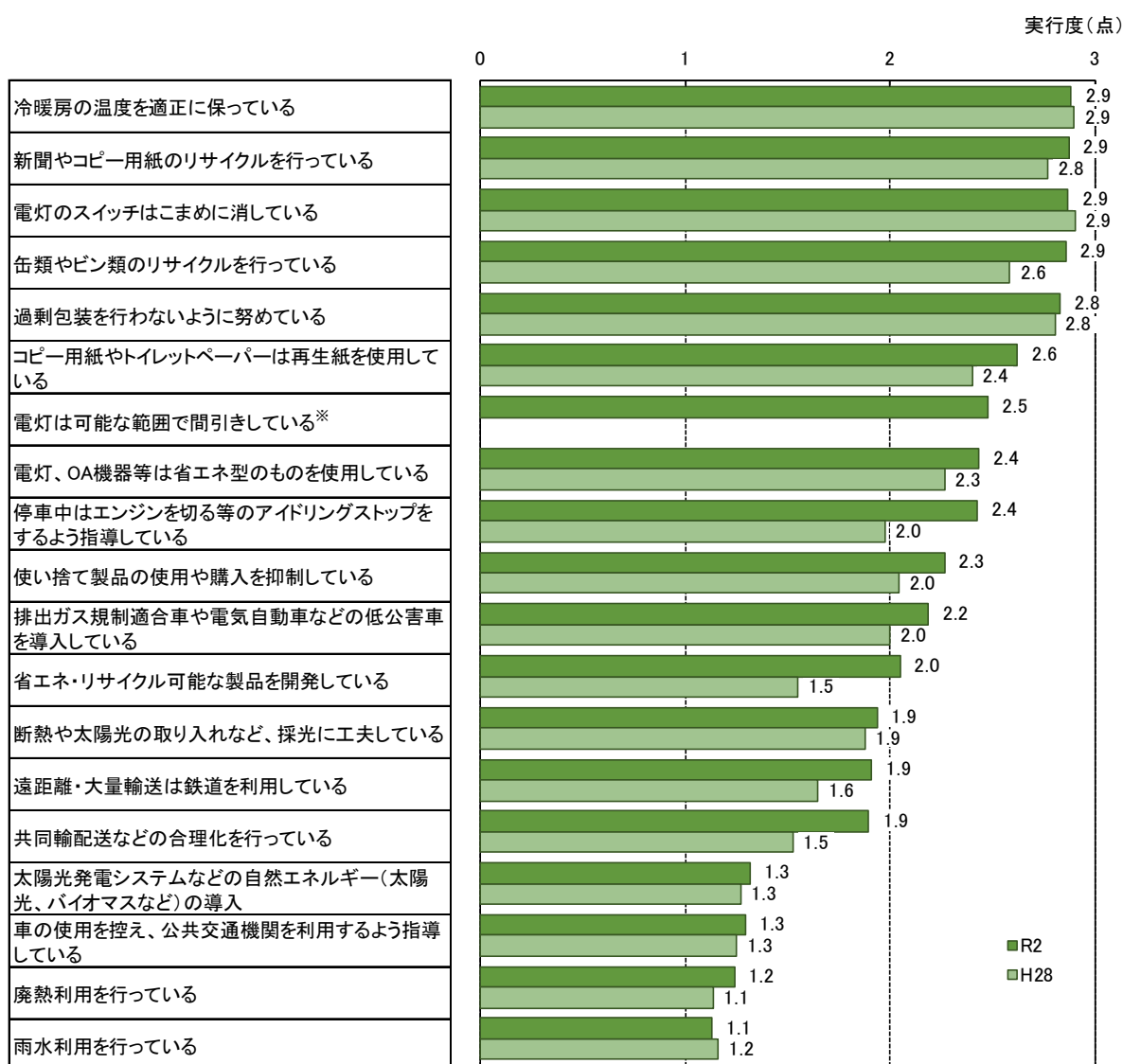


(2) 事業所アンケート

○事業所では、省エネ・リサイクルなどの、経費節減にもつながる環境行動に取り組まれています。前回調査と比較すると、ほとんどの項目で実行度が向上しました。特に、省エネ・リサイクル可能な製品の開発、アイドリングストップや共同輸配送などで実行度が向上しました。

→省エネ・リサイクルに関するものでは取組が進んでいます。技術開発や新技術の導入など、ハード面に関する環境配慮も一層進むよう、さらなる啓発が必要です。

■事業所で行っている省エネ・リサイクル等に関する行動



※「電灯は可能な範囲で間引きしている」は前回調査項目に含まれません。

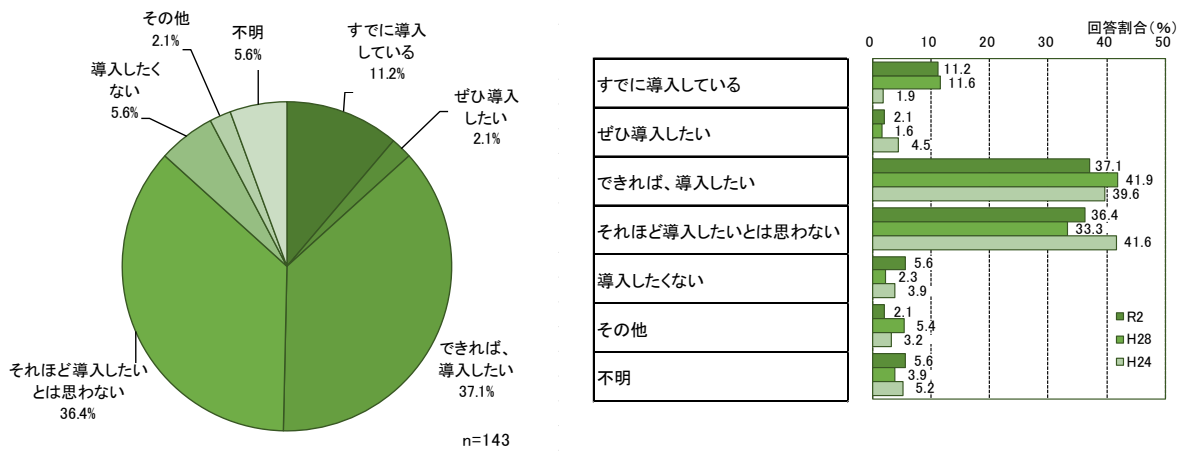
$$\text{実行度} = \frac{(\text{「している」の回答数}) \times 3 + (\text{「今後実施する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実施しない」の回答数}) \times 1}{\text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数}}$$

資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

○再生可能エネルギーの導入意向では、約4割の事業所が導入したいと回答しています。ただし、経年的には、「すでに導入している」事業者が伸び悩んでいるのに対し、導入に前向きな事業者が減少する傾向が見られます。導入する目的としては、「経済性」が約6割ですが、導入したくない理由としても「経済的に合わないから」が5割程度を占めています。

→再生可能エネルギーは技術革新により、経済性に見合う場合もあります。今後も社会全体で、再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが予測され、市としても促進していく必要があります。

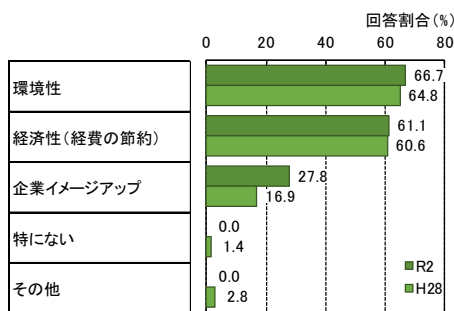
■再生可能エネルギー導入意向



資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

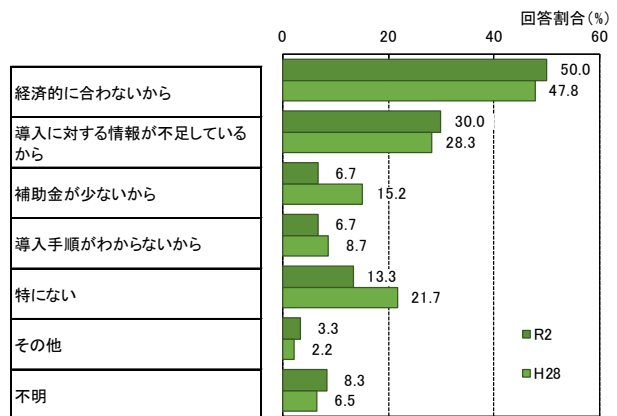
■再生可能エネルギーを導入する目的

※「すでに導入している」「ぜひ導入したい」「できれば、導入したい」のみ



■再生可能エネルギーを導入したくない理由

※「それほど導入したいとは思わない」「導入したくない」のみ

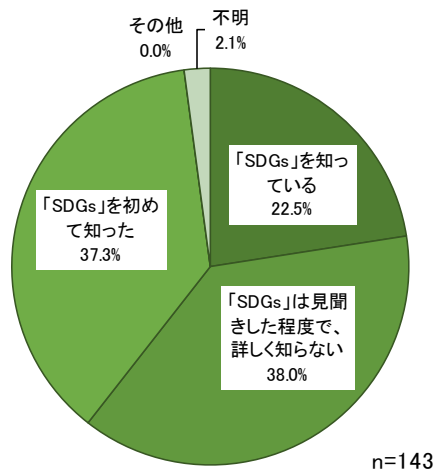


資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

○SDGsについては、多くの事業所が知らない（詳しく知らない）と回答しています。なお、「知っている」と回答した事業所も、4割が「新たな対応は考えていない」と回答しています。

→SDGsは、企業には環境・社会に関するリスクの把握だけでなく、新たなビジネスチャンスに気付くためのツールとして用いることができます。環境と経済の両立を目指すため、SDGsの活用について理解を深める必要があります。

■SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組



資料：令和2年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」

4 第3次多治見市環境基本計画の評価

「第3次多治見市環境基本計画」の取組を踏まえ、これまでの評価と今後必要となる事項を次のようにまとめました。

環境分野	評価	今後必要となる事項
三者（市民・事業者・市）の連携協力	環境情報の提供や市民団体相互の交流、環境学習機会の拡大、他の環境先進都市との市民交流など、充実が図られました。	市民・事業者・行政の相互連携を継続拡大する必要があります。また、環境学習を支援できる人材の育成や若い世代の巻き込み方法を工夫する必要があります。
地球環境の保全	地球温暖化対策として、機器設置への補助制度を通じた再生可能エネルギーの導入促進、暑さ対策の三者の連携、健全な水循環に関する施策に幅広く取り組んできました。	今後も温室効果ガス排出量削減を進めるために、マルチベネフィット ^注 の考え方を生かした新たな施策の推進が必要です。また、気候変動の影響が既に現れていることから、夏季の暑さ対策にさらに取り組む必要があります。
自然環境の保全	風致地区の拡大や希少動植物の保全活動を通して、生物多様性の確保を進めてきました。	今後も継続・拡充するとともに、生物多様性の重要性に関する理解を深めていく必要があります。
物質の循環の保全	ごみの減量化、リサイクルの徹底は先進的に進めてきたため市民理解と行政施策が合致しています。レジ袋有料化を機会に、さらなるごみ減量が期待できます。	食品ロスが問題となっており、消費者だけでなく提供者も巻き込んだ施策が必要です。さらに、海洋プラスチックごみの原因となるポイ捨ての防止にも取り組む必要があります。
生活環境の保全	公害防止のために水質等を継続的に監視しており、河川のBODで環境基準を満足するなど、良好な水質を実現しています。また、三者の連携による美化活動の充実など、暮らしやすいまちづくりを実現してきました。	リニア中央新幹線の工事や、本市に近接する地域に計画されている大規模小売店の進出など、近い将来に想定し得る環境変化に対応する施策が急務です。
計画の進捗管理	「環境基本計画3者協議会」の役割と位置づけを明確にし、環境基本計画に掲載した各事業の進行管理と評価を実施してきました。市民や事業者の取組等については、意識調査による把握を行いました。	今後も市の事業や市民・事業者の取組状況を確認しながら、計画の進捗管理と適切な見直しを継続する必要があります。

注：ひとつの取組で複数の課題を解決すること。

第3章 多治見市の環境政策の方向性

1 テーマ

第1次計画、第2次計画を引き継ぎ、「環境と共生するまち 多治見—すべての市民が自主的・積極的に参加し、その文化を伝えるまち—」を、本計画のテーマとして掲げます。

環境と共生するまち 多治見

—すべての市民が自主的・積極的に参加し、その文化を伝えるまち—

テーマに込められた思い

「多治見市環境基本条例」の前文にあるように、私たち多治見市民は、周囲の緑を育て、土岐川に親しみながら個性ある“文化”を育んできました。“文化”とは暮らし方や生活の行動様式を含めた幅広い概念であり、すべての市民が環境に配慮し、より良い環境を創出するための工夫や努力を行うことも、この“文化”に含まれています。そしてこのような暮らし方や行動様式により、将来の世代に健全な環境を引き継いでいくことを目指します。

2 環境分野目標

第2次計画では、「多治見市環境基本条例」第4条において掲げた事項を整理し、地球環境、自然環境、物質の循環、生活環境の4つの環境分野に、それらを実行していく主体としての三者(市民・事業者・市)の連携協力を加えた5つを環境分野として設定しました。

本計画においても、条例に基づくこの方向性を継承し、次の5つを「環境分野目標」として位置づけます。

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

市民・事業者・市の三者が、地球温暖化の防止、自然環境の保全、循環型社会の構築及び生活環境の保全に取り組みながらそれぞれの役割を果たすための情報発信、環境教育の充実、市民活動が活性化する施策を展開します。

2 地球環境の保全

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、法や条例による規制だけではなく、私たちのライフスタイルの見直しや新しい技術の導入が必要です。多治見市に暮らす人々が、環境に配慮したライフスタイルや企業活動等を行うことで、まち全体で環境負荷を低減させていくための施策を展開していきます。

3 自然環境の保全

土岐川に代表される市内の河川、それを育む山並みは多治見市にとって生命の源であり、私たちにとっては「ふるさとたじみ」の象徴です。そこに生きる生物も含め、この豊かな自然は人々が暮らしていくうえで必要なものであり、放っておいては守れないという認識に立って、将来の世代により良い状態で引き継ぐための施策を展開します。さらには、本市も含めた東濃地方固有の環境及びそこに生息・生育するシデコブシ等の希少な動植物について認識したうえで、保全していくよう努めます。

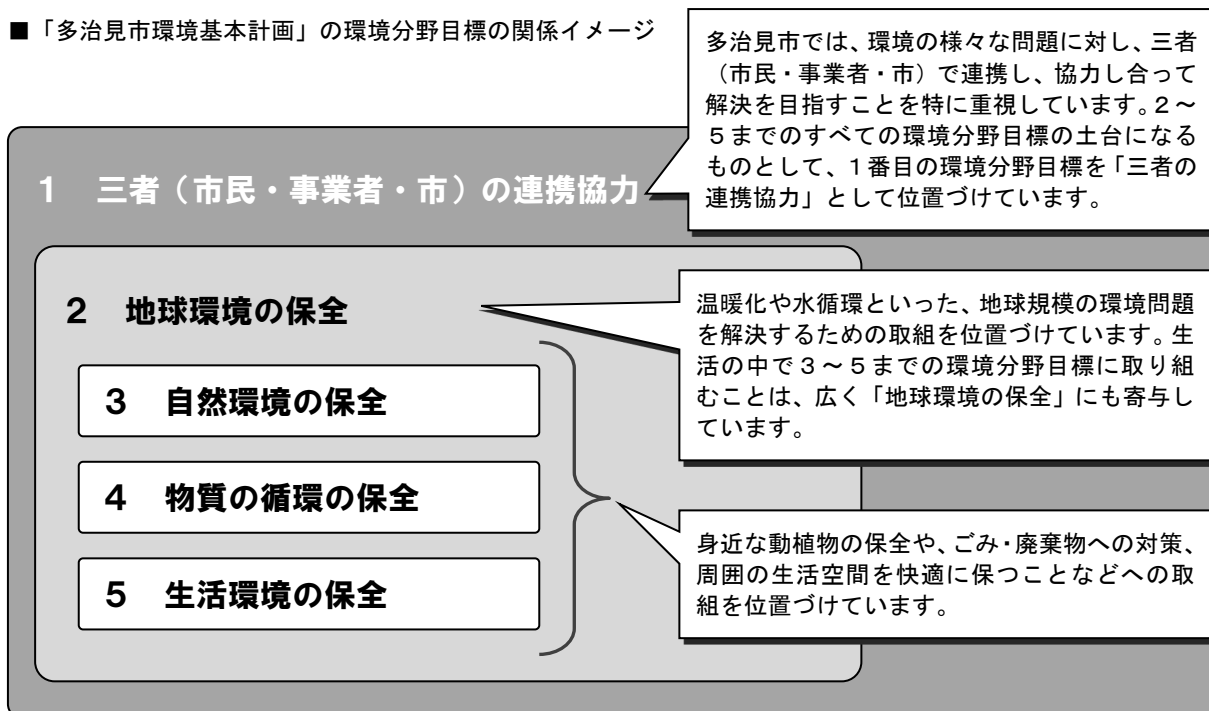
4 物質の循環の保全

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が限界にきていることは明らかです。「ごみは処理するもの」という認識を改め、ごみとなるものが発生しにくい社会の仕組みをつくり、どうしても出てしまうごみは徹底分別してリサイクルを図り、それでもごみになってしまうものは適正処理が行われるよう施策を展開します。

5 生活環境の保全

自然環境にとどまらず、人々の生活や企業活動が私たちの生活環境を取り巻いています。暮らしやすい快適な環境を創出するためには、規制やまちのハード整備等だけではなく、私たち自身の努力も求められています。互いの生活環境を良くするための思いやりと行動がなければ、自分の生活環境を良くすることはできないことから、暮らしを取り巻く良い環境を守るとともに今後起こり得る新たな課題にも適切に対応し、三者（市民・事業者・市）の連携により魅力ある多治見のまちを創る施策を展開していきます。

■「多治見市環境基本計画」の環境分野目標の関係イメージ

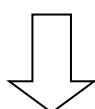


3 重点施策

本計画の重点施策を検討するにあたり、2次計画の重点を基本としつつ、第2章で示した直近の多治見市の状況から次のようにまとめました。

2次計画の重点①

エネルギー・地球温暖化問題について考える機会を設ける必要があります



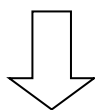
3次計画でのさらなる発展

重点1 温室効果ガスを低減する暮らし方や事業活動の推進

地球温暖化の原因となっているエネルギー問題、地球温暖化問題への対応は継続して必要です。今後、地球規模で取組が推進されることとなり、社会の仕組みや製品なども省エネルギー型のものへと移行していくことが見込まれます。アンケートによると、ごみの分別やリサイクルに関する行動を行う市民の割合は高いものの、公共交通の利用や環境配慮商品の購入など、もう一歩進んだ環境配慮行動をしている市民の割合はまだ低くなっています。市民・事業者ともにより積極的な活動が必要になっているため、積極的な環境配慮行動を促すための支援及びライフスタイルを変えるための動機づけとなる機会の提供を行います。

2次計画の重点②

生物多様性を確保するための取組を推進する必要があります



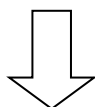
3次計画でのさらなる発展

重点2 生物多様性を確保するための取組の継続

現在の丘陵地、里山、水辺等を適切に保全するとともに、まちなかの緑を増やし、適切に管理していくことにより、多様な動植物を育み、生物多様性を確保していくことが必要です。また、将来にわたって豊かな自然環境を引き継いでいくためには、長期的な視点に立った取組も必要です。そのため、様々な環境に関する活動や身近な課題に対し、子どもたちの意識を高めていく取組を強化します。さらに、多治見市の強みである市民活動や三者連携の活動などをより一層強化し、生物多様性の保全に関する活動の担い手の裾野を広げます。

2次計画の重点③

夏の暑さ対策に早急に取り組む必要があります



3次計画でのさらなる発展

重点3 まちぐるみでの暑さ対策の活性化

多治見市の特徴のひとつに「夏の暑さ」があり、これは他市町にない環境課題です。市民アンケートの分析結果からも、特に重点的に取り組むべき事項に分類されています。多治見市ではこれまでも幅広い分野で暑さ対策に積極的に取り組んできました。また、まちなかの緑、水辺空間も暑さの緩和に効果を発揮しているため、まちなかの緑地や水域を増加させるとともに、三者が一体となった暑さ対策の活動を継続して推進していきます。

4 施策の体系

第3次多治見市環境基本計画は、次のような体系に基づき、施策を推進していきます。

環境と共生するまち 多治見

—すべての市民が自主的・積極的に参加し、その文化を伝えるまち—

- 重点取組 ①温室効果ガスを低減する暮らし方や事業活動の推進
 ②生物多様性を確保するための取組の継続
 ③まちぐるみでの暑さ対策の活性化

<環境分野目標>

<施策>



※環境分野目標の下のアイコンは、SDGsの目標を示します(P.2参照)。

第4章 環境基本計画

第4章の見方

「第4章 環境基本計画」では、5つの環境分野目標に沿って3つずつの施策を設けています。この施策ごとに、行政の取組と市民・事業者の行動指針を示します。

(取組に★印があるものは、「第5章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としても実施するものです。)

施策の方向性

施策の推進によって目指すものや成果として達成したいことを掲載しています。

施策ごとの取組

施策に対応する取組内容を示し、さらにその取組内容に沿って実施する具体的な事業・担当課を掲載しています。

(1) 環境教育・学習の推進

多治見市の将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民に対する啓発・情報発信により、環境に配慮した行動ができる市民の育成を図ります。また、市民自身が講師となり、市民間で環境保全活動に関する学びが循環するような体制を目指し、「人財」の育成を図ります。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 環境教育・学習の推進	1	環境に関する情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、FMテレビ等	秘書広報課
	2	環境イベントの開催	環境フェア、多治見の自然展等	環境課
	3	環境に関する学習機会の提供	たじみエコカレッジ等	環境課
	4	子どもたちへの環境教育の実施	小中学校等での環境講座、お届けセミナー等	環境課
	5	環境学習を推進する「人財」育成	環境学習を支援する指導者の育成等	環境課

市民の取組



- 広報紙やホームページなどから環境保全に関する情報を得て、家族で共有する。
- たじみエコカレッジなどの学習の場に参加してみる。
- 市内の河川環境などについて学習するために、土岐川観察館を利用してみる。
- 環境について、家族で話し合う。

事業者の取組



- 職場で、環境に関する研修を行う。
- 環境フェア等に積極的に参加する。

「市民の取組」「事業者の取組」

それぞれの行動指針として、上記施策の推進にあたって市民・事業者が実施すべき取組例を掲載しています。

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

（1）環境教育・学習の推進

多治見市の将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民に対する啓発・情報発信により、環境に配慮した行動ができる市民の育成を図ります。また、市民自身が講師となり、市民間で環境保全活動に関する学びが循環するような体制を目指し、「人財」の育成を図ります。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 環境教育・学習の推進	1	環境に関する情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、FMピピ等	秘書広報課
	2	環境イベントの開催	環境フェア、多治見の自然展等	環境課
	3	環境に関する学習機会の提供	たじみエコカレッジ等	環境課
	4	子どもたちへの環境教育の実施	小中学校等での環境講座、お届けセミナー等	環境課
	5	環境学習を推進する「人財」育成	環境学習を支援する指導者の育成等	環境課

市民の取組



- 広報紙やホームページなどから環境保全に関する情報を得て、家族で共有する。
- たじみエコカレッジなどの学習の場に参加してみる。
- 市内の河川環境などについて学習するために、土岐川観察館を利用してみる。
- 環境について、家族で話し合う機会をつくる。

事業者の取組



- 職場で、環境に関する研修を行う。
- 環境フェア等に積極的に参加する。





たじみエコカレッジ「ジュニアコース」の様子

(2) 環境に関する市民・事業活動への支援

本市では、環境保全活動に関わる各種団体が活発に活動しています。これらの市民活動がより活性化するよう支援を行います。また、事業者が行う積極的な環境配慮活動に向けて、情報提供等を通じてその取組を促進します。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
2 環境に関する市民・事業活動への支援	6	市民活動団体への支援	環境団体への活動支援、環境フェアを通じた団体間の交流促進 等	環境課
	7	環境に配慮した事業活動への支援★	環境マネジメントシステムの認証などに対する情報提供、啓発 等	環境課



市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体が行う環境保全活動に参加したり、活動を支援したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体が行う環境保全活動に参加・協力する。 ● ISO14001 やエコアクション 21 などの認証登録に努める。

(3) 連携協力による体制整備

本計画に基づき、市民・事業者・行政の役割分担のもと、環境保全の取組を推進します。また、行政が環境配慮に基づく施策・事業を展開できるよう、職員研修や庁内の推進体制を整備します。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
3 連携協力による体制整備	8	多様な主体と連携した活動の推進	3者協議会の開催	環境課
	9	他自治体との広域連携の推進	環境関連全国組織加入自治体等との交流、TASKI サミット ^注 の開催 等	環境課
	10	環境基本計画の進捗管理	環境基本計画の進捗管理、環境報告書の作成 等	環境課
	11	地域循環共生圏形成に向けた支援	再生可能エネルギーや地場産業を資源とするための取組を支援	環境課
	12	環境に関する職員研修の実施	新人職員研修、環境マネージャー研修 等	人事課 環境課 緑化公園課

注：多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市の5市の市長が集まって環境問題を話し合うサミット。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の推進状況を確認するとともに、個人や家庭でできることに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の推進状況を確認するとともに、事業者ができることに取り組む。



2 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策の推進

生活や事業活動の中で、節電や省エネの実施、再生可能エネルギーの積極的導入を図ることで、環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。また、エネルギー消費の少ない公共交通機関の利用を促進し、大気汚染防止や地球温暖化対策等を推進します。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 地球温暖化対策の推進	13	環境に配慮した暮らし方の普及★	節電・省エネの普及、エコカレンダー等	環境課
	14	環境に配慮した市役所の率先行動の推進	「温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進 等	環境課
	15	再生可能エネルギーの導入促進★	新エネルギーシステム設置補助、次世代自動車の普及、再生可能エネルギー率先導入 等	環境課
	16	ネットワーク型コンパクトシティの形成★	都市機能を集約し、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築 等	都市政策課
	17	環境に優しい交通システムの構築★	「多治見市公共交通網形成計画」に基づく路線バス昼間運賃割引制度、ききょうバスの運行 等	都市政策課
	18	市有物件の省エネ化の推進★	道路、公園等の照明のLED化 等	道路河川課 緑化公園課

市民の取組



- 節電を心がける。
- エコドライブを心がける。
- 自家用車に頼り過ぎず、バスや鉄道等の公共交通機関を積極的に利用する。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する。

事業者の取組





- エアコンの温度管理やクールビズ、ウォームビズなどを推奨し、節電に努める。
- 温室効果ガスの排出が少ない設備・技術の導入を図る。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する。

(2) 夏の暑さ対策の推進

多治見市の夏の高温対策の研究を進めるとともに、各種取組を推進します。また、市民・事業者が自ら対策をとれるよう、効果的な暑さ対策についての情報提供等を行います。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
2 夏の暑さ対策の推進	19	高温対策の研究	高温対策事業の研究 等	環境課
	20	暑さに起因する諸問題についての情報提供	普及イベントの開催、熱中症対策 等	環境課 救急指令課 保健センター
	21	暑さを緩和するための環境整備★	ミスト設置、クールアイランド製品の普及、虎渓用水広場の管理 等	環境課
	22	三者連携による暑さ対策の推進★	ゴーヤカーテンの促進、打ち水イベントの実施、植樹の促進 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 夏は窓に日よけなどを設置し、直射日光を避ける。 ● 打ち水を行う。 ● 高木を積極的に植栽し、緑陰を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ● カーテン、ブラインドなどを使用してオフィスへの直射日光を避ける。 ● クールビズを推進する。 ● 事業所の敷地内に植栽を増やす。





打ち水イベントの様子

(3) 水資源の有効利用の促進

水は限られた資源であり、そのことを認識しながら使用することが大切です。そのため、水循環の重要性を周知するとともに、雨水利用の促進等に努めます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
3 水資源の有効利用の促進	23	保水機能の確保と水の有効活用	公共施設や家庭での雨水貯留施設の設置等	上下水道課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水を貯めておき、打ち水や樹木への散水に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水タンクを設置し、雨水を事業所敷地内の散水などに利用する。



雨水タンク



池田下水処理場

3 自然環境の保全

(1) 森林の保全

多治見市の面積の半分を占める森林は、多様な動植物を育むことや二酸化炭素の吸収など、私たちの快適な暮らしを保持していくうえで欠かすことができないものであるという認識のもと、森林や身近な里山の保全に向けた取組を進めます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 森林の保全	24	身近な里山の保全、整備・活用★	自然公園の整備・管理、市民による森林整備 等	緑化公園課
	25	市民参加による緑化推進★	貴重植物の保護に対する技術支援、保存樹、保護地区の管理者等への謝礼 等	緑化公園課
	26	森林経営管理制度の推進	適切に管理されていない森林について、森林環境譲与税を用いた調査、保全 等	産業観光課

市民の取組



- 公園愛護活動や里山整備事業に積極的に参加する。

事業者の取組



- 計画的な植林を推進する。



土岐川





シデゴブシ

(2) 身近な自然環境の保全と創出

公共施設や沿道、民有地など、身近な場所で緑地の保全と創出を進め、暑さ対策、防災や美しい景観の形成などにつなげます。また、水辺や農地は多くの生物に貴重な生息及び生育環境を提供していることを踏まえ、適切な維持・管理を図ります。



施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
2 身近な自然環境の保全と創出	27	緑のボリュームアップ作戦、民有地緑化の推進★	公共施設の緑化、沿道の緑化、街路樹の整備、市街地緑化助成の拡充 等	緑化公園課 道路河川課
	28	水辺環境や里山環境の保全	ため池や湿地等の生態系調査 等	環境課
	29	農地の維持	多面的機能支払いによる維持・管理 等	産業観光課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の敷地内で緑を増やす。 ● 身近な地域の農道・水路などの草刈りや清掃等、農地の維持・管理に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上緑化、壁面緑化など、事業所の敷地内で緑を増やす。

(3) 野生動植物の保全

地域の希少動植物のほか、身近な動植物に関する情報を広く発信することで、動植物を保全する意識を高めます。また、ビオトープなどの身近で多様な生き物が生息できる場の整備により、自然と共生するまちづくりを進めます。さらに、生態系に悪影響を及ぼしている特定外来生物の生息状況の把握と適切な防除を進めます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
3 野生動植物の保全	30	動植物の生育・生息地の保全と情報提供	希少動植物などに関する情報発信 等	環境課
	31	特定外来生物の防除	アライグマ、ヌートリアの防除 等	環境課
	32	身近な生き物の生息地の保全	ビオトープの整備 等	環境課



市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物を持ち込まない、移動させない。 ● 身近な場所の動植物に関心を持ち、保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物を持ち込まない、移動させない。

4 物質の循環の保全

(1) ごみの減量化

ごみの減量化に関する情報提供や啓発を通じて家庭・事業所等から排出される可燃ごみの減量化を推進し、ごみ処理費用の削減や温室効果ガスの排出抑制につなげます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 ごみの減量化	33	家庭におけるごみの排出抑制★	家庭用生ごみ処理機購入補助 等	環境課
	34	事業所におけるごみの排出抑制★	事業所への啓発の実施 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 不必要なものは買わない、食品ロスを減らすなど、ごみを減らす生活を心がける。 ● 生ごみを堆肥化して家庭菜園などで活用する。 ● 買い物には、エコバッグを持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● コピー用紙は裏面も活用するなど、資源を有効に活用し、ごみを減らす。 ● 事業所内の消耗品は省資源の物品を選び、購入する。 ● 製品は過剰に包装・梱包をしない。 ● 社員食堂などでは割り箸、紙コップなどの使い捨て商品は使用しない。 ● ごみの発生しにくい製品やサービスを提供する。





三の倉センター

(2) リユース、リサイクルの促進

継続してごみの分別収集を行い、再利用できる資源ごみの分別を促進します。また、ごみの焼却後に発生する溶融スラグなどの利活用に努めます。



施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
2 リユース、リサイクルの促進	35	資源ごみ等の分別の徹底★	紙ごみ等に関する啓発 等	環境課
	36	資源の有効活用	溶融スラグの JIS 認証継続、草木類の堆肥化の実施、資源収集の実施 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の箱、トイレットペーパーの芯などの資源として再利用できるものはきちんと分別する。 ● リサイクル製品や繰り返し使用できる製品を優先して選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造する製品はリサイクルしやすい素材や自然界に残らないものに改良する。

(3) 適正なごみの処理

排出されたごみについて「多治見市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、適正な処理を行います。また、パトロールの強化や不法投棄されにくい環境づくりなどにより、不法投棄対策を実施します。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
3 適正なごみの処理	37	廃棄物の適正処理	焼却場等における適正処理、施設の整備・管理 等	三の倉センター
	38	不法投棄等対策の実施	海洋プラスチックごみ問題の啓発、不法投棄監視パトロールの実施 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄やごみのポイ捨てをしない。 ● 自宅周辺をきれいに保ち、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくる。 ● 清掃活動のボランティアに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物を適正に処理する。 ● 事業所周辺をきれいに保ち、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくる。

5 生活環境の保全

(1) 公害の防止

生活環境保全に関する啓発や情報提供を行うとともに公害監視体制の充実を図り、各種の環境基準の達成に向けた継続的な取組を行います。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
1 公害の防止	39	環境調査の実施	河川水、土壌、最終処分場放流水、ゴルフ場残留農薬等の検査、臭気測定の実施等	環境課
	40	生活排水の浄化	下水道施設の管理、接続促進 等	上下水道課 施設課

市民の取組



- 洗剤の過剰な使用を控える。
- 不適切な野外焼却をしない。
- 生活騒音に配慮する。

事業者の取組



- 事業所からの排水、ばい煙、残土等は、基準値を順守して排出する。
- 低騒音、低振動型の機械・設備を導入するなど、騒音・振動の発生を抑制する。
- 有害化学物質等を使用する場合は、適正な使用・管理・処分に努める。

(2) 風景の保全と創出

多治見市の自然環境や歴史を生かしたまちなみ等を保全し、「美しい風景づくり」を推進します。また、良好な景観を阻害するような広告看板等の指導・撤去に努めます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
2 風景の保全と創出	41	美しい風景づくりの推進	風景づくりアドバイザーによる相談・審査、たじみ景観塾の開催 等	都市政策課
	42	適正な広告景観の形成	屋外広告物の設置管理及び撤去に関する適正指導 等	都市政策課

市民の取組



- まちなみに配慮した住宅の色・デザイン等にするように努める。

事業者の取組





- 景観を壊すような看板は設置しない。
- 事業所の建物等を、周辺の環境と調和した色・デザイン等にするよう努める。

(3) 快適な住環境の整備

周辺住環境を快適に保てるよう、美化活動の活性化や憩いの空間の創出を図ります。さらに、近い将来発生することが想定される環境課題に対し、適切な対応ができるよう、情報の収集や対応策の検討を進めます。

施策	No.	取組内容	具体的な事業	担当課
3 快適な住環境の整備	43	まち美化活動の推進	美化推進重点地区の設定 等	環境課
	44	民有地緑化への支援	市街地緑化助成の拡充、生垣補助 等	緑化公園課
	45	身近な憩いの空間の創出	ポケットパーク、街区公園の整備 等	緑化公園課
	46	住環境悪化への対応	空家の把握・適正管理、不快害虫（コバエ等）対策、犬猫の適正飼育の啓発 等	環境課 都市政策課
	47	今後想定される課題への対応	リニア中央新幹線等大規模な事業の環境影響への対応、墓地の整備検討 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境美化活動などに参加する。 ● 自宅周辺の環境美化に努める。 ● ペットの一生に責任をもって、飼育の義務を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の清掃活動などに参加する。 ● 事業所周辺の環境美化に努める。



多治見市まち美化推進協議会の活動の様子



JR多治見駅北口にある虎渓用水広場

第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の基本事項

（1）対象とする区域

「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の対象区域は本市全域とし、産業部門、民生部門（家庭・業務）、運輸部門及び廃棄物部門の4部門を計画の対象とします。

■計画の対象とする部門

- 産業部門 … 製造業、建設業・鉱業、農業などの第一次産業及び第二次産業に関する活動によって発生・排出されるもの
- 民生家庭部門 … 家庭での生活、住宅内で発生・排出されるもの
- 民生業務部門 … 産業・運輸部門に属さない企業・法人内で発生・排出されるもの
- 運輸部門 … 自動車、鉄道などの人・物の輸送・運搬によって発生・排出されるもの
- 廃棄物部門 … 一般廃棄物、産業廃棄物の処理によって発生・排出されるもの

（2）対象とする温室効果ガス

○本計画では、わが国の温室効果ガス排出量の中で最も高い割合を占めるとともに、市民生活に深く関わっている二酸化炭素（以下「CO₂」と言う。）を対象とします。

2 現状と課題

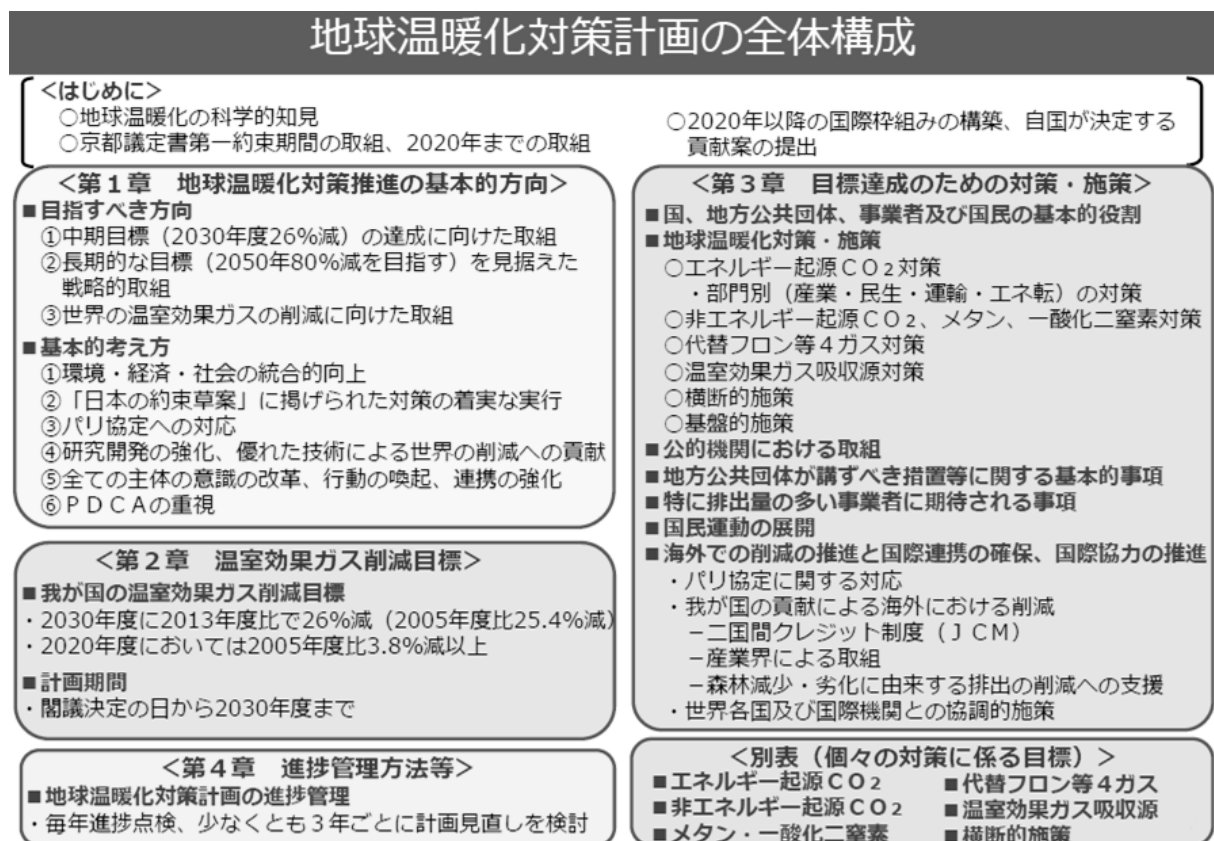
※以下、国際的な動きや長期的な展望を記載している箇所について、西暦の表記とします。

(1) 国の動き

○COP21 で採択されたパリ協定や、平成 27 年(2015 年) 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年(2016 年) 5 月 13 日に閣議決定されました。

○同計画では、令和 12 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 年度(2050 年度)までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけています。

■「地球温暖化対策計画」の全体構成



(2) 多治見市の状況

①CO₂排出量の現況推計の前提事項

- 多治見市において排出されるCO₂排出量の平成29年度(2017年度)の現況把握を行い、基準年の平成26年度(2014年度)からの動向をまとめました。
- CO₂の排出量は、環境省が提供する「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用して取りまとめました。

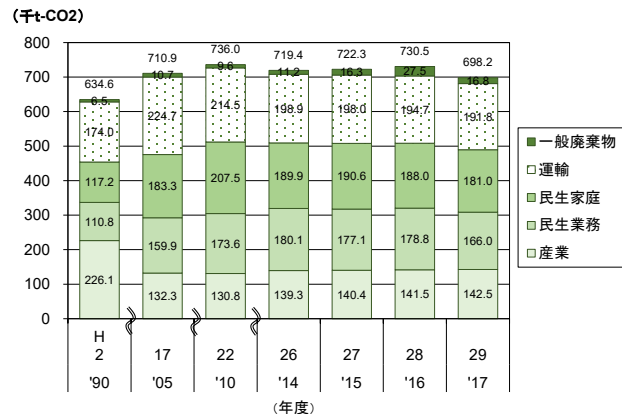
②多治見市のCO₂排出量の状況

○多治見市において排出されるCO₂排出量は平成29年度(2017年度)で698.2千t-CO₂であり、平成26年度(2014年度)から減少しています。最も高い割合を占めているのは「運輸部門」(27.5%)、次いで「民生家庭部門」(25.9%)となっています。経年でみると、「民生家庭部門」、「民生業務部門」、「運輸部門」がいずれも平成26年度(2014年度)から排出量が減少しています。平成2年度(1990年度)に排出量の割合が最も高かった産業部門は、いったん排出量が減りましたが、再び増加傾向となっています。

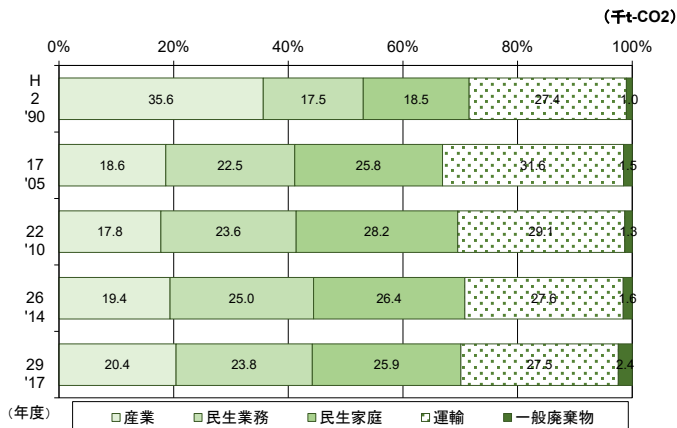
■CO₂排出量(単位:千t-CO₂)

部門	平成29年度 (2017年度)
産業部門	142.5
民生業務部門	166.0
民生家庭部門	181.0
運輸部門	191.8
廃棄物部門	16.8
合計	698.2

■CO₂排出量の推移



■部門別割合の経年比較



③部門別の算出結果

ア. 産業部門

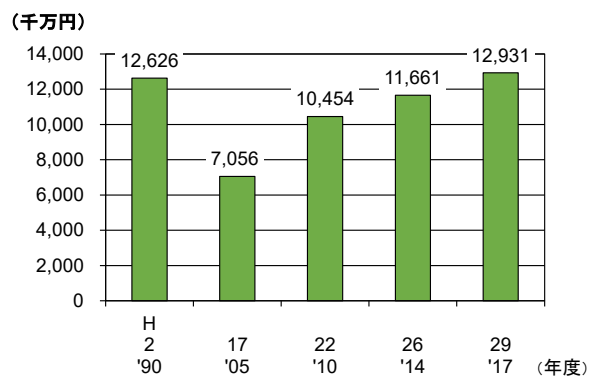
○多治見市の産業部門のCO₂排出量は、平成2年度（1990年度）から平成17年度（2005年度）にかけて減少していましたが、平成26年度（2014年度）以降は増加しています。製造品出荷額等が平成22年度（2010年度）以降増加しており、事業活動が活発になっていることが考えられます。

■産業部門の各種統計データの推移

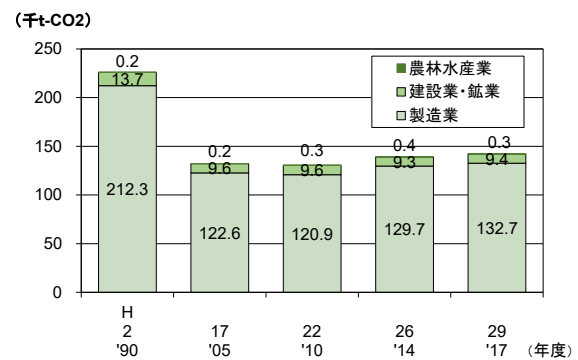
区分	単位	平成2年度 (1990年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)
製造品出荷額等	千万円	12,626	7,056	10,454	11,661	12,931
建設業・鉱業従業者数	人	-	2,421	2,421	2,531	2,480
農家数	戸	700	453	405	405	360
林家数	戸	769	237	204	204	217

資料：岐阜県統計書、工業統計、経済センサス、農林業センサス

■製造品出荷額等の推移



■産業部門のCO₂排出量の推移



イ. 民生部門

○多治見市の民生家庭部門のCO₂排出量は、世帯数の増加や、家電製品等の多様化・大型化に伴いエネルギー消費量が増加していたものの、家電製品等の省エネ性能の向上に伴い、平成22年度（2010年度）から平成29年度（2017年度）にかけて減少しました。民生業務部門では、旅館・ホテルや事務所、病院等の延床面積が増加しているものの、CO₂排出量は平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）にかけて減少しました。

■民生家庭部門の世帯数の推移

区分	単位	平成2年度 (1990年度)	平成22年度 (2010年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)
世帯数	世帯	30,541	43,453	44,806	45,824

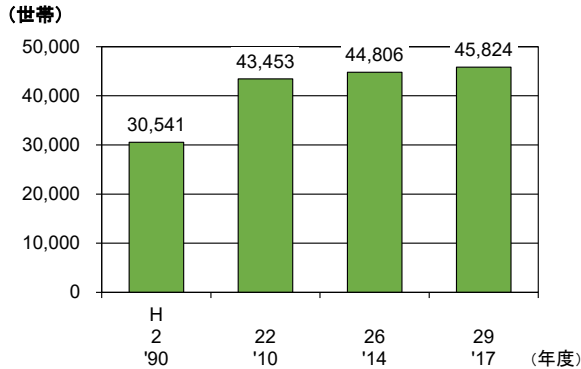
注：各年4月1日現在
資料：統計たじみ

■延床面積の推移

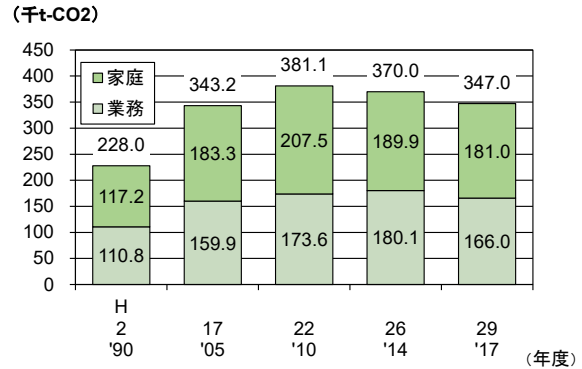
区分		単位	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
木造	旅館・料亭・ホテル	m ²	1,783	1,645	2,044
	事務所・銀行・店舗	m ²	72,677	75,066	74,008
	劇場・病院	m ²	2,251	2,675	2,991
木造以外	事務所・店舗・銀行	m ²	624,610	655,241	682,352
	病院・ホテル	m ²	84,353	89,665	94,147
合計		m ²	785,674	824,292	855,542

注：各年度 1 月 1 日現在
資料：統計たじみ

■世帯数の推移



■民生部門のCO₂排出量の推移



ウ. 運輸部門

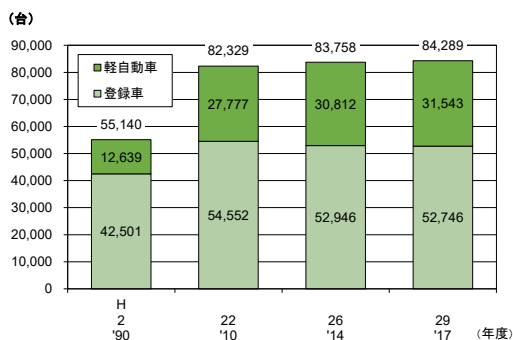
○多治見市の運輸部門のCO₂排出量は、平成 17 年度（2005 年度）以降、継続して減少しています。排出量に占める割合は鉄道がごくわずかであり、ほとんどが自動車によるものとなっています。自動車の保有台数は平成 22 年度（2010 年度）以降増加していますが、軽自動車の割合が増加しているとともに、次世代自動車の普及などにより 1 台当たりの燃料使用量が減少したこと等がCO₂排出量の減少に影響していると考えられます。

■多治見市の自動車保有台数の推移

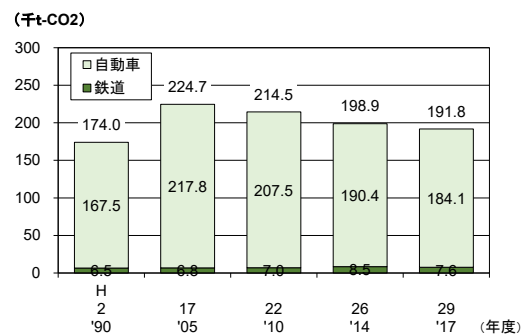
区分	平成 2 年度 (1990 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
登録車 (台)	42,501	54,552	52,946	52,746
軽自動車 (台)	12,639	27,777	30,812	31,543

注：登録車に軽自動車は含まれません
資料：統計たじみ

■自動車保有台数の推移



■運輸部門のCO₂排出量の推移



エ. 廃棄物部門

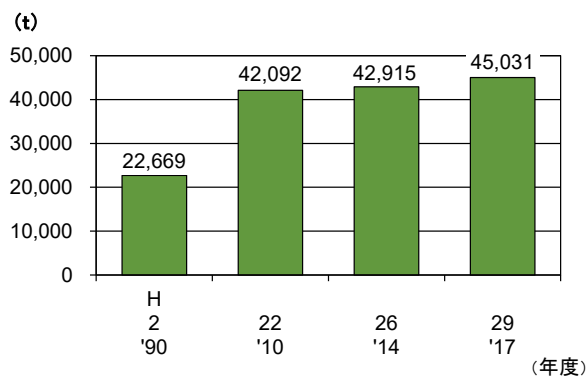
○廃棄物部門のCO₂排出量は、一般廃棄物中のプラスチック等の焼却処理量に由来します。多治見市の廃棄物部門のCO₂排出量は、平成22年度（2010年度）以降、増加する傾向が続いています。ごみ焼却量が増えていることと、燃えるごみにプラスチック製の資源の混入が増えていることが考えられます。

■多治見市の一般廃棄物焼却量の推移

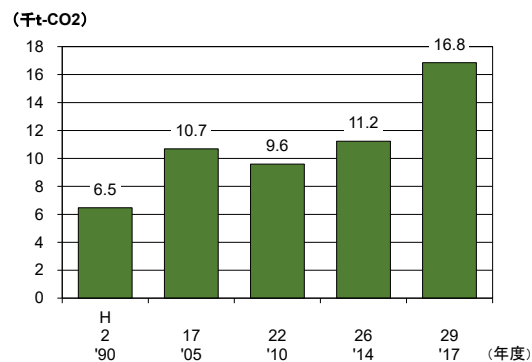
区分	平成2年度 (1990年度)	平成22年度 (2010年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)
ごみ焼却量 (t)	22,669	42,092	42,915	45,031

資料：多治見市の環境 ※参考：平成15年(2003年)3月に新焼却場竣工

■ごみ焼却量の推移



■廃棄物部門のCO₂排出量の推移



3 計画の進捗状況

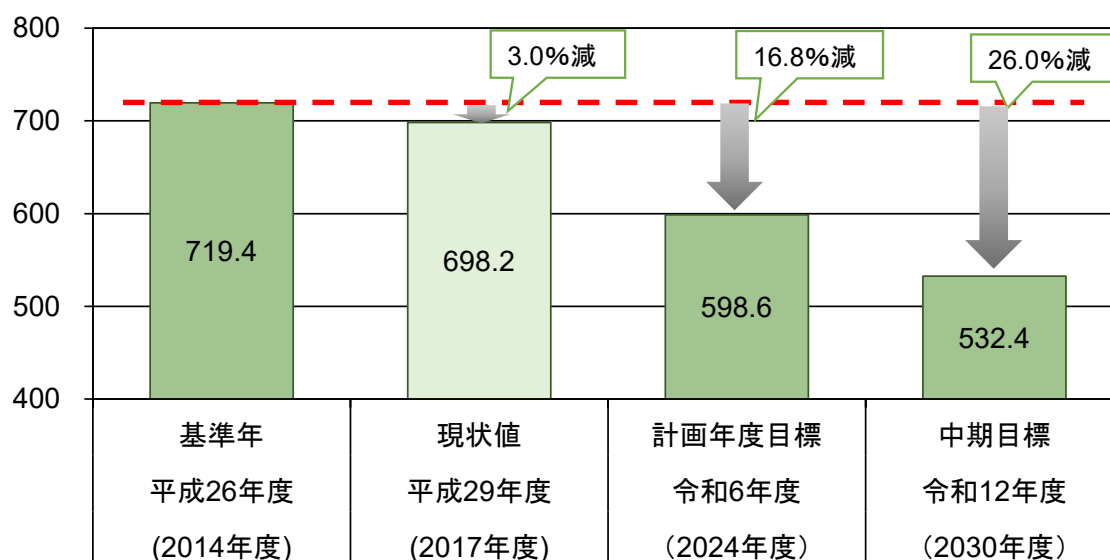
本計画の最終年度である令和6年度（2024年度）を短期目標、令和12年度（2030年度）を中期目標とし平成28年（2016年度）5月に策定された「地球温暖化対策計画」における国の目標を踏まえ、バックキャスティング方式（将来目標から逆算して数値を設定する方法）を基本として目標設定を行いました。本計画では、次の目標を掲げ、中長期的な視点を持って、CO₂の削減を目指します。

平成29年度（2017年度）のCO₂排出量は、基準年から3.0%減少に留まっており、さらなる削減が求められます。

■多治見市におけるCO₂排出量の削減目標

	基準年 平成26年度 (2014年度)	現状 平成29年度 (2017年度)	計画年度目標 令和6年度 (2024年度)	中期目標 令和12年度 (2030年度)
排出量 (千t-CO ₂)	719.4	698.2	598.6	532.4
削減量 (千t-CO ₂)	—	21.3	120.8	187.1
H26年度比	—	3.0%減	16.8%減	26.0%減

(千t-CO₂)



4 取組の方向性

本計画の「第4章 環境基本計画」で取り組む各種の事業を次のようなプロジェクトとして展開することで、多治見市におけるCO₂削減の実効性を高めます。

プロジェクト 1 再生可能エネルギー導入プロジェクト

太陽光発電システムの設置補助や率先導入を進めることで、再生可能エネルギーの普及を促進します。

環境基本計画における取組事業

事業No.15 再生可能エネルギーの導入促進 [新エネルギーシステム設置補助、次世代自動車の普及、再生可能エネルギー率先導入 等]

プロジェクト 2 二酸化炭素見える化プロジェクト

市民生活において排出されるCO₂を分かりやすく見える化するための情報提供やツールの作成等を行うことで、日頃から意識的にCO₂の削減に取り組めるようにします。

環境基本計画における取組事業

事業No.13 環境に配慮した暮らし方の普及 [節電・省エネの普及、エコカレンダー 等]

プロジェクト 3 環境産業推進プロジェクト

製造工程の見直しや、オフィス・店舗で使用されている光熱費（エネルギー）の見直しは、CO₂の削減だけでなく経費の削減にもつながることから、環境に配慮した事業活動が展開されるよう、支援を行います。

環境基本計画における取組事業

事業No.7 環境に配慮した事業活動への支援 [環境マネジメントシステムの認証などに対する情報提供、啓発 等]

事業No.18 市有物件の省エネ化の推進 [道路、公園等の照明のLED化 等]

プロジェクト 4 エコな交通プロジェクト

自家用車に依存した生活は、渋滞の発生やCO₂の排出など、社会全体に様々な影響を及ぼすことから、総合的な交通政策の展開等を図ります。

環境基本計画における取組事業

事業No.15 再生可能エネルギーの導入促進 [次世代自動車の普及 等]

事業No.16 ネットワーク型コンパクトシティの形成 [都市機能を集約し、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築 等]

事業No.17 環境に優しい交通システムの構築 [「多治見市公共交通網形成計画」に基づく路線バス昼間運賃割引制度、ききょうバスの運行 等]

プロジェクト 5 暑さ対策プロジェクト

地域ぐるみの暑さ対策を行い、クーラー等による夏季の消費電力を抑えることで、CO₂の削減につなげます。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.21 暑さを緩和するための環境整備 [ミスト設置、クールアイランド製品の普及、虎渓用水広場の管理 等]
- 事業No.22 三者連携による暑さ対策の推進 [ゴーヤカーテンの促進、打ち水イベントの実施、植樹の促進 等]

プロジェクト 6 まちなか緑化プロジェクト

市内での緑の増加を図るとともに、緑化と暑さ対策の関係性に係る具体的取組について検討を進めます。さらに、CO₂を吸収する里山や森林の効果について、国の動向等を注視しながら必要に応じて検討を進めます。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.24 身近な里山の保全、整備・活用 [自然公園の整備・管理、市民による森林整備 等]
- 事業No.25 市民参加による緑化推進 [貴重植物の保護に対する技術支援、保存樹、保護地区の管理者等への謝礼 等]
- 事業No.27 緑のボリュームアップ作戦、民有地緑化の推進の推進 [公共施設の緑化、沿道の緑化、街路樹の整備、市街地緑化助成の拡充 等]
- 事業No.44 民有地緑化への支援 [市街地緑化助成の拡充、生垣補助 等]

プロジェクト 7 ごみ減量・リサイクルプロジェクト

家庭や事業所から排出されるごみを減量することで、廃棄物部門でのCO₂の削減を図ります。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.33 家庭におけるごみの排出抑制 [家庭用生ごみ処理機購入補助 等]
- 事業No.34 事業所におけるごみの排出抑制 [事業所への啓発の実施 等]
- 事業No.35 資源ごみ等の分別の徹底 [紙ごみ等に関する啓発 等]

第6章 計画の推進体制

1 計画推進にあたっての連携体制

(1) 市民・事業者・団体等との連携強化

- 本計画に掲げた目標などが市民や事業者等に幅広く理解されるよう、本計画の概要版や広報紙、パンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら内容の周知に努めます。
- 各種団体、ボランティア・NPOなど、多様な主体との協働により、地域全体で環境保全活動に取り組み、計画を推進します。
- 子ども向けのリーフレットの作成・配布を通じ、子どものころから環境問題への理解と関心を深めることで次世代の担い手の育成を図ります。

(2) 庁内における体制整備

- 環境に配慮した活動が全庁的に展開されるよう、職員研修等を通じて人財育成を図ります。
- 本計画で掲げた施策・事業を総合的に推進していくため、市役所内での情報共有を図るとともに、関連する関係各課との緊密な連携を図ります。

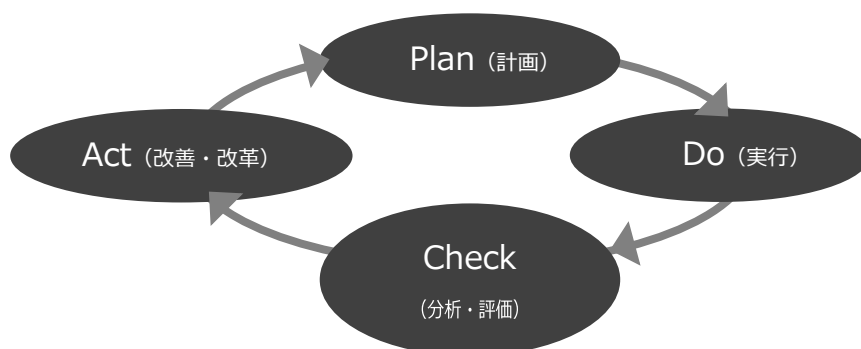
(3) 変化する社会情勢や新たな課題等への対応

- 急速に変化する社会情勢に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて適宜新たな課題に適切に対応できるよう、施策・事業の検討を進め、迅速な対応を図ります。
- 変化する社会情勢等に適切に対応するため、本計画は策定から4年後を目途に見直しを行います。その際には、アンケート等による市民、事業者等の実態把握に努め、計画の進捗状況を踏まえたうえで、改訂計画を策定します。

2 計画の評価・検証体制

(1) PDCAサイクルによる推進

- 「第4章 環境基本計画」で示した、行政が実施する本計画の施策・事業は、毎年度、担当課による推進状況の報告及び自己評価を行います。
- 各担当課の推進状況の報告及び自己評価は、市民・事業者・行政からなる「環境基本計画3者協議会」に諮り、改善に関する意見等を求め、その結果を次年度以降の施策・事業の展開に反映させていきます。
- 本計画の施策・事業の推進状況は「多治見市の環境」等の冊子掲載やホームページ等を通じて広く市民や事業者等に公表します。



(2) 三者連携による進捗管理

- 本計画の「第4章 環境基本計画」で示した市民・事業者の行動指針について、その進捗を管理し、達成度を確認できるようにするための手法を継続し、3者協議会を中心にして検討を進めます。

資料編

(1) 多治見市環境基本条例

平成10年9月24日
条例第20号

目次

前文

総則（第1条－第6条）

基本計画と年次報告（第7条・第8条）

基本的施策等（第9条－第15条）

環境審議会（第16条・第17条）

推進体制（第18条・第19条）

補則（第20条・附則）

前文

わたしたち多治見市民は、周囲の緑を自ら育て、市街地を東西に貫流する土岐川に親しみながら、個性ある文化を育んできました。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、自然の生態系に影響を及ぼし、わたしたちを取り巻く環境を地球規模で大きく変え、人類の生存さえも危うくしようとしています。わたしたちは、自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立つ必要があります。

今こそわたしたちは、わたしたちの置かれている環境を保全する努力にとどまらず、さらに豊かで快適な環境を創り出し、環境と共生する社会の実現に努めなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、事業者と市民の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、光害によって、人の健康や生活環境に係る被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

2 環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に、行われなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

（市の責任と義務）

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、水の循環構造の保全、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に係るすること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地等水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に係るすること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関係すること。

2 市は、事業を立案したり、施行したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、環境の保全と創出に関して市が実施する施策に協力する責任と義務があります。

(市民の責任と義務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、市民には、環境の保全と創出に関して市が実施する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、環境基本計画を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、多治見市環境審議会の意見を聞かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによります。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状や、環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表します。

(経済的負担に関する措置)

第9条 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民や事業者に対して経済的な負担を掛けようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとります。

(財政上の措置)

第10条 市は、環境の保全と創出に関する施策を効果的、継続的に推進していくため、必要な財政上の措置をとります。

2 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、環境への負荷を減らすための設備、施設の整備その他の環境の保全と創出に役立つ自発的な活動が促進されるよう財政的に支援します。

(環境調査と環境監査等)

第11条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定したり、実施したりしようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行います。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について環境に与える影響の評価や監査等を行うことができるように必要な措置をとります。

3 市は、前2項に定める環境調査や環境に与える影響評価の結果、施策を実施すると環境に負荷を与えると判断された場合は、多治見市環境審議会に相談して、その施策の変更か修正を行います。

4 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者が自らその活動について環境監査等を行うよう必要な措置をとります。

5 市は、環境の保全と創出のため必要と認めるときは、市民や事業者に対して助言、指導等を行うことができます。

(環境教育等の推進)

第12条 市は、市民が環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて、適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況その他の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

(市民活動等の支援)

第14条 市は、市民、事業者、市民や事業者が

構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第 15 条 市は、環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民等の参加その他の必要な措置をとります。

(多治見市環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定によって、多治見市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

(2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項

(3) 第 11 条に規定する環境調査等の結果に係る事項

(4) その他環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に係る重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言や勧告をすることができます。

(組織)

第 17 条 審議会は、10 人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は 2 年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を一人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病気その他の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全と創出に係る施策を総合的に推進したり、調整したりするため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第 19 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力します。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

(附則)

1 この条例は、規則で定める日から施行します。(H11. 4. 1 施行)

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 52 年条例第 3 号)の一部を次のように改正します。

別表中「公害対策協議会委員」を「環境審議会委員」に改めます。

(2) 策定の経過

年月		実施事項
令和2年	6月30日	第1回多治見市環境基本計画3者協議会
	8月26日	第2回多治見市環境基本計画3者協議会
	6月19日 ～6月30日	多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査
	10月26日	第3回多治見市環境基本計画3者協議会
	12月11日	第4回多治見市環境基本計画3者協議会
令和3年	1月19日 ～2月18日	パブリックコメントの実施
	2月26日	第5回多治見市環境基本計画3者協議会（書面にて意見集約）
	3月22日	第8期・第1回多治見市環境審議会

注：第5回多治見市環境基本計画3者協議会は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出期間であったため、対面による会議は行わず、書面にて意見集約を行った。

(3) 多治見市環境審議会 委員

氏名	所属	備考
千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発学部教授	会長
肥後 睦輝	岐阜大学 地域科学部教授	副会長
佐々木 健吾	名古屋学院大学 経済学部教授	
荒木 裕之	市民委員	
太田 常雄	市民委員	
市岡 紀	市民委員	
小林 榮一郎	市民委員	
山本 真行	市民委員	
陣野 澄子	市民委員	

順不同、敬称略

(4) 多治見市環境基本計画3者協議会 委員

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	森杉 雅史	名城大学 情報学部教授	会長
事業者	小境 啓介	小境電気工事株式会社 代表取締役	
	松島 祥久	株式会社藤本組 代表取締役	
	田中 康司	東濃鉄道株式会社 事業推進部長	
	溝口 智子	岐阜県公衆衛生検査センター	
市民団体	横井 洋文	多治見自然の会	副会長
市民	山下 光子	市民委員	
	網干 牧夫	岐阜県地球温暖化防止活動推進員	
	木俣 さと子	市民委員	
市職員	水野 直喜	都市政策課長	
	勝 泰彦	緑化公園課長	
	加藤 義人	環境課長	

順不同、敬称略

第3次多治見市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
改訂版

発行年月：令和3年3月
発行：多治見市
編集：多治見市環境文化部環境課

〒507-8703
岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
電話 0572-22-1175（直通）
FAX 0572-22-1186
メール kankyo@city.tajimi.lg.jp